

# 第3次千葉県青少年総合プラン (案)

(平成30年度～34年度)

平成 年 月 日

千葉県

# 目 次

<b>第1章 計画の概要</b> .....	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画期間	
4 計画の対象者	
<b>第2章 計画の基本的な考え方</b> .....	5
1 子ども・若者を取り巻く環境の変化	
2 これまでの取組の成果と今後の課題	
3 基本的な視点	
4 施策体系	
<b>第3章 施策の展開</b> .....	13
<b>Iの柱 子ども・若者の健やかな成長と自己形成・社会参画支援</b>	
基本目標1 自己形成支援、健康と安心の確保	
基本方策①社会を生き抜く力の育成 .....	14
基本方策②健康と安心の確保 .....	18
基本目標2 社会形成・社会参加支援、職業的自立・就労支援	
基本方策③子ども・若者の社会参加の促進 .....	22
基本方策④職業能力の習得／就労支援の充実 .....	25
<b>IIの柱 困難を有する子ども・若者の支援・被害防止・保護</b>	
基本目標3 困難を有する子ども・若者への支援の充実	
基本方策⑤総合的な相談・支援体制の整備 .....	28
基本方策⑥様々な困難や配慮を要する状況に応じた支援の充実 .....	32
基本方策⑦子どもの貧困対策の推進 .....	40
基本目標4 非行・被害防止・保護	
基本方策⑧非行・犯罪防止と立ち直り支援 .....	43
基本方策⑨虐待・犯罪等の被害防止 .....	46

### Ⅲの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

#### 基本目標 5 地域社会の連携の強化

基本方策⑩多様な主体による取組の推進と連携……………50

基本方策⑪家庭・学校・地域の連携……………53

#### 基本目標 6 社会環境の整備

基本方策⑫子ども・若者を守る環境の整備……………56

基本方策⑬情報化社会への対応……………59

基本方策⑭子どもを育てる環境の整備……………63

施策マップ（親や担い手育成に関する施策を探すページ）……………66

## 第4章 推進体制及び進行管理……………67

### 1 推進体制

（1）県における推進体制

（2）千葉県青少年問題協議会

（3）（仮称）青少年育成千葉県民会議、千葉県子ども・若者支援協議会

（4）市町村、民間機関等との連携・協力

### 2 進行管理・評価



# 第 1 章

## 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

千葉の未来を担う子ども・若者が、夢や希望を持って健やかに成長し、自立・活躍することは、県民すべての願いです。

県では、青少年施策を総合的に実施するため、平成20年1月に「千葉県青少年健全育成計画」を策定し、「自立と共生」をキーワードに、5年間、計画を推進してきました。

その後、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、平成24年3月に、同法に基づく都道府県子ども・若者計画として、「千葉県青少年総合プラン（平成24年度～26年度）」（以下「第1次プラン」という。）を策定しました。本県の全ての子どもや若者を「地域全体で育てること」、特に、ニートやひきこもりなど、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者に対して「きめ細やかな支援をしていくこと」を基本的な考えとし、様々な施策を展開してきました。

さらに、平成27年3月に第1次プランに続く計画として「第2次千葉県青少年総合プラン（平成27年度～29年度）」（以下「第2次プラン」という。）を策定しました。国際理解・国際交流の促進、消費者教育の推進、子どもの貧困対策計画の策定など新たな項目も加え、子ども・若者の育成と社会的自立を実現するため、計画の推進を図ってきました。

しかしながら、スマートフォンの普及に伴うネットトラブルの増加、いじめの問題、子どもの貧困問題、不登校・ひきこもりの問題など、子ども・若者を取り巻く環境はなお厳しい状況にあります。

このような状況を踏まえ、県では、第2次プランを継承しつつ、多様化する青少年問題に的確に対応し、千葉の未来を担う子ども・若者の健やかな成長を支える社会を実現するため、「第3次千葉県青少年総合プラン（平成30年度～34年度）」（以下「第3次プラン」という。）を策定します。なお、策定にあたっては、千葉県総合計画や第2期千葉県教育振興基本計画をはじめとする本県の関連計画との整合性を図ります。

## 2 計画の位置づけ

本県の子ども・若者育成支援施策を総合的かつ計画的に推進する計画であるとともに、平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」に基づく法定計画です。

### 3 計画期間

平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とします。

### 4 計画の対象者

本プランの対象とする「子ども・若者」は、乳幼児期から青年期（概ね 30 歳未満まで）としますが、施策によっては、ポスト青年期（40 歳未満）までを対象とします。



なお、対象となる者の呼称・年齢区分は法令等により様々であることから、施策によっては「児童生徒」、「少年」、「青少年」、「子ども・若者」等の用語を併用します。

#### 【参考】

##### ○子ども・若者育成支援推進法 第9条

都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。





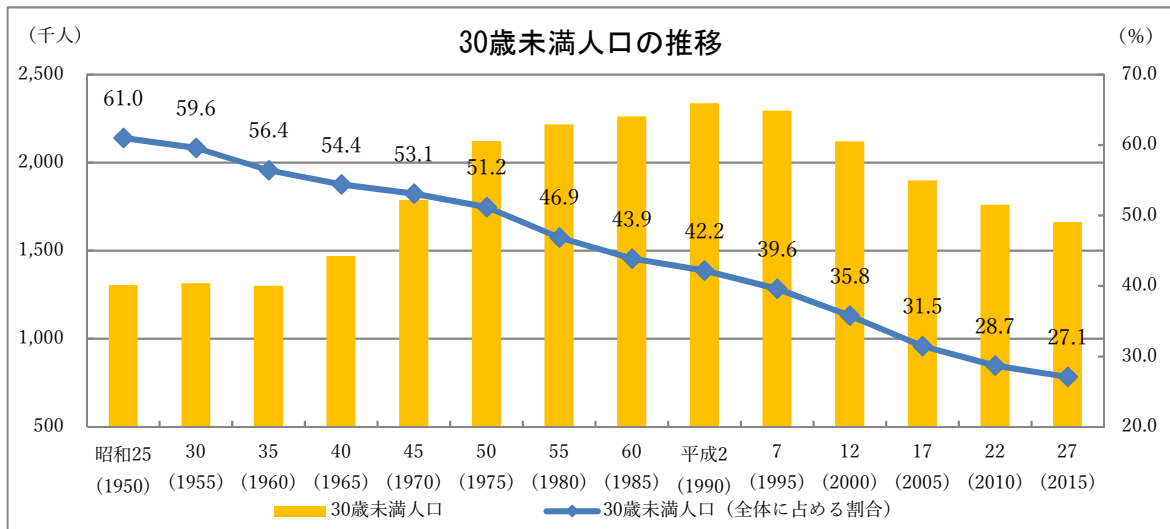
# 第2章

## 計画の基本的な考え方

# 1 子ども・若者を取り巻く環境の変化

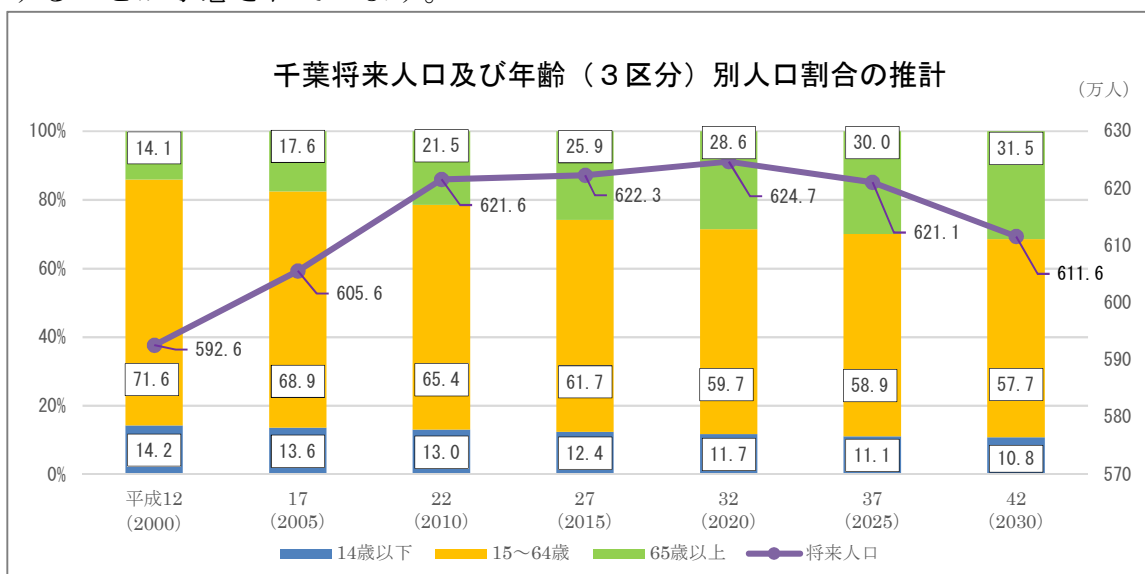
## 【人口減少、少子高齢化】

本県の30歳未満人口は、平成2年以降ほぼ一貫して減少しており、総人口に占める割合も、昭和55年に初めて50%を下回り、その後も低下を続け、平成27年には27.1%となっています。



出典：平成27年度国勢調査〔総務省統計局〕

また、本県の総人口は、平成32年（2020年）をピークに減少が見込まれています。これを年齢別人口割合推計でみると、高齢者人口の割合（65歳以上の人口の割合）は、年々増加し、平成42年（2030年）には31.5%となる一方で、14歳以下の年少人口の割合は、年々減少し、平成42年（2030年）には10.8%へと減少することが予想されています。



出典：平成27年度国政調査〔総務省統計局〕、平成29年政策検討基礎調査〔千葉県〕

### 【家族をめぐる状況】

核家族化が進行して、三世同居が減少する一方で、ひとり親世帯が増加するなど、家庭内において子育てを学び、助けあうことが難しくなっています。それにともない、親が不安や負担を抱えやすくなっている現状があり、社会全体で子育てを助け合う環境づくりが求められています。

また、特にひとり親家庭においては、経済的に困窮している実態がうかがえ、貧困の連鎖を断ち切るための取組が必要となっています。

### 【地域社会をめぐる状況】

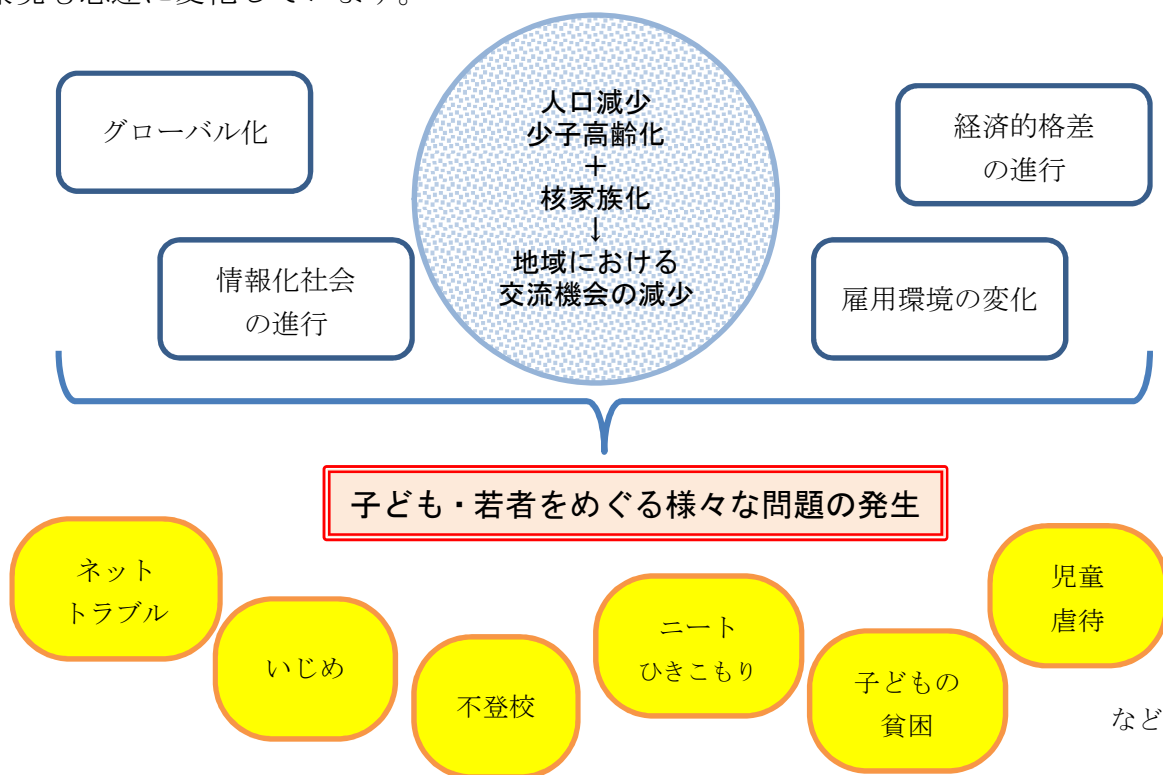
少子化や核家族化といった子どもたちを取り巻く環境の変化に伴い、地域における子ども同士、子どもと地域住民との交流の場が少なくなっています。

結果として、子どもたちが様々な体験や活動を通じて規範意識やコミュニケーション能力を身に付ける機会も少なくなっています。

また、子どもたちを見守り、成長を支える担い手の不足も指摘されています。

### 【社会環境の変化】

グローバル化、情報化社会の進行、雇用環境の変化、経済的格差の進行など社会環境も急速に変化しています。



以上のように、子ども・若者を取り巻く環境は大きく変化してきており、そうした中、子ども・若者をめぐる様々な問題が発生しています。

## 2 これまでの取組の成果と今後の課題

「第2次プラン（平成27年度～29年度）」においては、千葉の未来を担う子ども・若者の育成と社会的自立を実現するため「3つの柱」、3つの柱を推進するための「6つの基本目標」、それらを実現するための施策の方向性として「12の基本方策」を定め、各施策に取り組んできました。

年度ごとに、外部有識者等で構成される千葉県青少年問題協議会で評価を行い、施策や事業等に反映しています。

また、「12の基本方策」のうち、6つを重点方策とし、特に力を注いで取り組んできました。

### 【第2次千葉県青少年総合プラン重点方策】

基本方策①「日常生活能力」と「学力」の向上、「多様な活動機会」の確保

基本方策③社会形成への参画支援・社会参加の促進

基本方策⑤困難な状況や、特に配慮を要する子ども・親への支援

基本方策⑥子どもの貧困問題への対応と経済的支援

基本方策⑦非行・犯罪防止と立ち直り支援

基本方策⑩子どもを守る環境の整備と情報化社会への対応

### ■第2次プランにおける主な成果

#### (1) 子ども・若者の健やかな成長と自己形成・社会参画支援

- ・「ちばっ子『学力向上』総合プラン」において、「子どもたちの主体的な学びを支える取組の充実」など5つの視点から、年度ごとに事業の見直しを行い、学力向上施策の推進を図りました。
- ・「東京2020オリンピックに向けた英語通訳ボランティア育成プロジェクト」のほか各種講座や広報等を実施し、ボランティア活動への理解や関心を高めました。

#### (2) 困難を有する子ども・若者の支援・被害防止・保護

- ・「千葉県子ども・若者総合相談センター」において、従来からの電話相談に加え、面接相談を開始し、相談体制の充実を図りました。
- ・「千葉県いじめ防止基本方針」について、平成29年3月に改訂された国の基本方針や県内の実情等に合わせて改定を行い、いじめ防止対策の推進を図りました。

- ・「千葉県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、子どもの貧困対策を総合的に推進しました。
- ・危険ドラッグ防止対策（街頭啓発活動、薬物乱用防止教室、指導員研修会、青少年向けリーフレットの配付等）を推進し、検挙者数等が大幅に減少しました。

### **（３）子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり**

- ・高校生等若者向けの啓発冊子の作成・配付、フォーラムや講座等の開催によりライフステージごとの消費者教育を推進しました。
- ・児童生徒、教職員、保護者等を対象としたネット安全教室やインターネット被害防止啓発講演等を開催するとともに、ネットパトロールを実施し、子どもたちをインターネット被害から守る取組を推進しました。

## **■今後に向けた課題**

第２次プランでは、千葉の未来を担う子ども・若者の育成と社会的自立の実現に向け、様々な取組を進めた結果、上記のほか一定の施策の推進が図られました。

しかしながら、子ども・若者を取り巻く環境は依然厳しく、引き続き取り組むべき課題や新たな課題の主なものとして、下記の事項があげられます。

### **（１）子ども・若者の健やかな成長と自己形成・社会参画支援**

- ・社会が急激に変化していく中、読書活動や体験活動・体験学習等を通じ、主体的な学びを推進し、社会を生き抜く力を育成していくことが必要です。
- ・家庭や地域の教育力の低下や子どもの実体験の不足が引き続き問題となっており、生命尊重の心や規範意識等を育成していくため、道徳性を育成していくことが求められています。
- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、子ども・若者のボランティア活動への参加を促進していくことが必要です。

### **（２）困難を有する子ども・若者の支援・被害防止・保護**

- ・平成 28 年度における千葉県内の公立学校における不登校児童生徒数は、小学校が 1,456 人、中学校が 4,191 人、高等学校が 2,658 人となっています。個々の状況等に配慮しながら必要な支援を行っていくことが必要です。
- ・平成 28 年「若者の生活に関する調査」（内閣府）をもとに、本県のひきこもりの若者（15～39 歳）の数を推計すると約 2 万 7 千人となります。総合的な相談・支援体制を整備し、できるだけ早期に適切な対応を行っていくことが必要です。

- ・平成 28 年「国民生活基礎調査」（厚生労働省）によると、平成 27 年の我が国の「子どもの貧困率」は 13.9%と、調査を始めてから最も高かった平成 24 年より 2.4 ポイント低下したものの依然として高い水準にあります。平成 27 年 12 月に策定した「千葉県子どもの貧困対策推進計画」に基づき、各施策の一層の推進を図っていくことが必要です。
- ・平成 28 年に検挙された、本県における万引・自転車盗等の刑法犯少年の総数は 1,419 人で、平成 16 年をピークに減少傾向にありますが、このうち再犯者数は 514 人で、再犯率は増加しています。引き続き非行・犯罪防止活動を推進していくことが必要です。
- ・本県の児童相談所における児童虐待対応件数は、平成 28 年度は 6,775 件で、5 年前に比べ約 3 倍になっており、年々増加傾向にあります。平成 29 年 4 月に制定した「千葉県子どもを虐待から守る条例」に基づき、総合的かつ計画的に施策の推進を図っていくことが必要です。

### (3) 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

- ・少子化・核家族化などにより地域における人と人のつながりが薄れてきている中、家庭や地域の機能を補完するために、青少年育成団体等の体験活動など多様な活動を支援するとともに、団体間の連携の強化、情報の共有化と協力体制の整備を進めることが必要です。
- ・児童の連れ去り事件など子どもが犯罪被害者となる凶悪事件が発生しており、子どもたちを事件や事故の被害から守るために、警察や自治体等の取組はもとより、学校・家庭・地域の大人たちが一体となった取組を進めていくことが必要です。
- ・スマートフォン等の普及により、子どもたちが様々なトラブルに巻き込まれるケースが増加しています。また、インターネット利用の長時間化による生活習慣の乱れや「ネットいじめ」の問題も深刻化しており対応が必要です。
- ・子どもたちが情報モラルを身に付け、情報を適切に取捨選択して活用する能力を育成するとともに、関係機関と情報共有を図り、フィルタリングの普及など子どもたちや保護者への普及啓発を進めることが必要です。

第 2 次プランでの取組や今後に向けた課題等を踏まえ、第 3 次プランを作成し、さらなる施策の推進に繋げていきます。

### 3 基本的な視点

本県の将来を担う子ども・若者が「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を併せ持ち、自立した社会人として生きていく力を身に付け成長していくためには、子ども・若者を取り巻く環境の変化を踏まえ、特に家庭、学校、地域がそれぞれの立場から責任を自覚し、その役割を果たしつつ、相互に連携・協力しながら、社会全体で子ども・若者を見守り育てていくことが必要です。

子ども・若者自身が、将来、「千葉に生まれ、学び、育って良かった」と振り返ることができるよう、第1次プラン、第2次プランを継承し、本プランの基本的な視点は、次のとおりとします。

- 子ども・若者が生き活きと、幸せに生きていく力を身につける
- 困難を有する子ども・若者やその家族の問題を解消する
- 地域において、子ども・若者を守り育てる多様な担い手を育成する

さらに、基本的視点に沿って、本プランで推進していくべき「3つの柱」を、次のように定めます。

#### Iの柱 子ども・若者の健やかな成長と自己形成・社会参画支援

子ども・若者が健やかに成長するための基礎となる、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、子ども・若者が自立した個人として自己を確立するための支援を行います。

#### IIの柱 困難を有する子ども・若者の支援・被害防止・保護

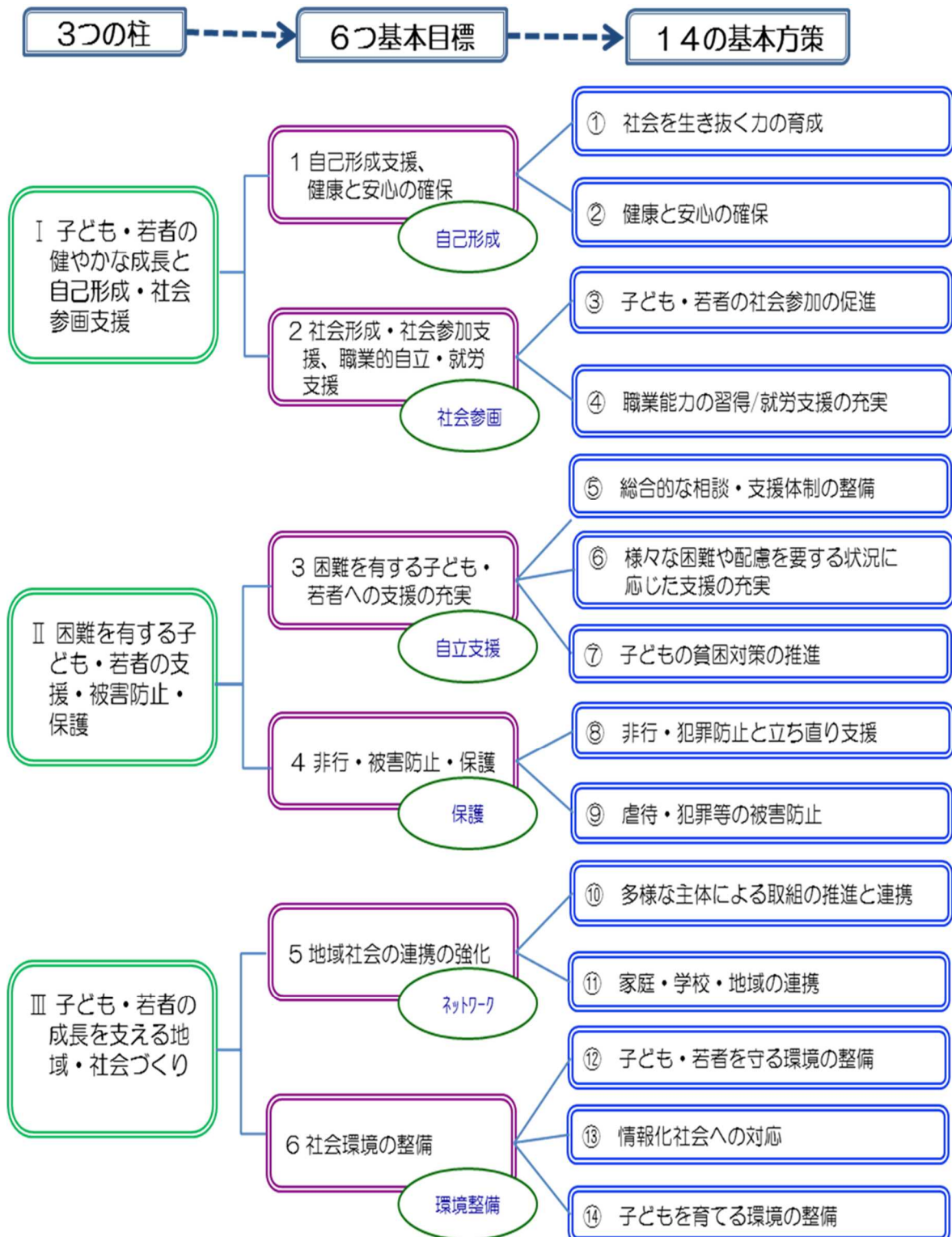
ニートやひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者は、一人一人課題が異なり、問題が複雑に絡み合い、様々な分野にわたっています。関係機関の連携強化を図り、その置かれている状況を乗り越えていくことができるよう、きめ細やかな支援を行います。

#### IIIの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

子ども・若者が人と人との関わりを通じて、自立した大人として成長していくために、地域における支援体制づくりや子ども・若者を守り育てる多様な担い手の育成を図ります。

## 4 施策体系

本プランでは、第2次プランに引き続き、「3つの柱」を推進するための具体的な目標として、「自己形成」、「社会参画」、「自立支援」等をキーワードに「6つの基本目標」を定めるとともに、それらを実現するための施策の方向性として、第2次プランから2方策を増やし「14の基本方策」を定めます。





# 第3章

## 施策の展開

- 第2章で掲げた14の基本方策を推進するにあたって、「現状と課題」を踏まえた上で、施策を展開します。
- 基本方策ごとに、参考として「関連指標」及び「主な事業」を記載しています。
  - 関連指標：計画期間中（5年間）の数値目標を設定。
  - 主な事業：施策の展開にあたり、県が実施する事業（関連事業）のうち、主なものを基本方策ごとに、数事業掲載。

## Iの柱 子ども・若者の健やかな成長と自己形成・社会参画支援

### 基本目標1 自己形成支援、健康と安心の確保

#### 基本方策① 社会を生き抜く力の育成

##### 【現状と課題】

現代は、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域で重要性を増す、知識基盤社会の時代といわれています。特に近年は、知識・情報・技術をめぐる変化の早さが加速度的となり、情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて進展するようになってきています。

こうした変化の激しい社会を生き抜くためには、社会の変化に受け身で「対応」するのではなく、主体的に学び、新しい価値を「創造」し、他者と協働しながら、よりよい人生や社会の在り方を追求できる資質・能力を身に付けていくことが、子ども・若者に求められています。

このため、読書活動や体験活動・体験学習等を推進し、学びに対する興味・関心を高めるとともに、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等を育成していく必要があります。

また、家庭や地域の教育力の低下や子どもの実体験の不足は、生命尊重の心や自尊感情、規範意識、コミュニケーション能力、社会参画への意欲の低下といった問題を招いており、心の活力の低下が懸念されています。こうしたことから、子ども・若者が人間としての在り方を自覚し、人生をよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成することが大切です。

さらに、他人を思いやり、お互いの人権や個性を尊重し、多様な文化や価値観を認め合うなど、豊かな人間性を培うとともに、男女が共に責任を分かち合い、一人ひとりが個性と能力を発揮し、安心して暮らせる男女共同参画社会を実現していくことが求められています。

## 【主な施策の方向性】

### (1) 確かな学力の向上（教育庁指導課）

- ・千葉県学習サポーター派遣事業などの学力向上に資する事業を、「子どもたちの主体的な学びを支える取組の充実」等の5つの視点で整理した「ちばっ子『学力向上』総合プラン」に基づき推進します。

### (2) 読書活動の推進（教育庁生涯学習課）

- ・「子どもの読書活動推進計画」に基づき、学校や家庭、図書館、ボランティア等が連携し、乳幼児期から読書に親しむ機会の充実、子どもが自主的に読書に親しむことができる環境の整備及び子どもの読書活動の普及啓発を図ることで、読書好きな子どもを育て、読書県「ちば」を推進します。

### (3) 体験活動の推進（教育庁生涯学習課、教育庁文化財課）

- ・青少年教育施設における宿泊を伴う自然体験や生活体験の提供、通学合宿事業の推進、美術館や博物館における体験事業の活用などを通じて、活動意欲やコミュニケーション能力の向上、自主性や協調性、自立心の育成を図ります。

### (4) 環境学習の推進（循環型社会推進課）

- ・環境に配慮して主体的に行動できる人材を育てるため、体験型の講座の開催や指導者研修、情報の提供などにより、環境学習を推進します。

### (5) 消費者教育の推進（くらし安全推進課）

- ・子どもや若者が消費者トラブルに巻き込まれることを防ぎ、自立した消費者としての判断能力を養うため、家庭・学校・地域における消費者教育を推進します。

### (6) 福祉教育の推進〔新規〕（健康福祉指導課）

- ・様々な体験活動（高齢者・障害者疑似体験、地域清掃、地域と連携した祭事・交流会等）を通じ、社会福祉問題に対する理解や問題解決力を身に付け、自発的な地域活動やボランティア活動等を促す、福祉教育を推進します。

**(7) 文化芸術活動の推進**（県民生活・文化課、教育庁文化財課）

- ・子どもや若者が文化芸術にふれる機会を提供することにより、子ども・若者の豊かな心と感受性を育むとともに、文化芸術に対する興味や関心を育てます。
- ・若者が主体的に取り組む文化芸術活動の推進と新たな文化を創造する機運を高めるために、若者の文化芸術活動の支援を行います。
- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピックの文化プログラム関連イベント等の実施を通して、子ども・若者をはじめとしてあらゆる人々が観客としてだけでなく、文化の担い手として参加・交流できる機会を創出します。

**(8) 道徳教育の推進**（教育庁指導課）

- ・「千葉県における道徳教育推進のための基本的な方針」に基づき、発達の段階に応じた道徳教材や指導資料を作成・配付するとともに、道徳の教科化を受け、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する道徳」へと授業の質的転換を図り、道徳教育の推進を図ります。

**(9) 人権教育の推進**（健康福祉政策課、教育庁指導課）

- ・幼児・児童・生徒の発達の段階と地域の実情に即して、各教科などの特質に応じた人権教育を教育活動全体を通じて計画的に推進します。

**(10) 男女共同参画の推進**（男女共同参画課）

- ・男女共同参画に関する県民意識の醸成や人材の養成を図るための各種講座のほか、大学や地域団体等と連携した講座の開催により、意識啓発活動を行います。

◎関連指標

	現状（基準年）	目標（H34）
<p>[主体的な学びの推進]</p> <p>授業で、話し合い活動がしっかりできていると考えている児童生徒の割合</p> <p style="text-align: center;">＜全国学力・学習状況調査＞</p>	<p>小学校6年生</p> <p style="text-align: center;">77.0%</p> <p>中学校3年生</p> <p style="text-align: center;">72.0%</p> <p style="text-align: center;">(H29)</p>	<p>増加を目指します</p>

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
ちばっ子「学力向上」総合プラン	「読書活動や体験活動を通じた学習意欲の向上」「子どもたちの主体的な学びを支える取組の充実」「授業力の向上による学びの深化」「学力向上に係る取組の適切な評価・改善の推進」「信頼される質の高い教員の育成」の5つの視点に基づき、児童・生徒の学力向上を図る事業を総合的に進める。 (教育庁指導課)
子どもの読書活動推進事業	乳児期からの読書活動を推進し、子どもが自主的に読書を楽しむ環境を整備するため、発達段階に応じた保護者向け啓発リーフレットを作成・配付する。また、「公立図書館と学校の連携を図るための研修会」、「読み聞かせボランティア入門講座」、「千葉県子ども読書の集い」などを実施する。 (教育庁生涯学習課)
消費者教育啓発事業	広報誌やポスター、リーフレット等により若年層への情報提供を行い、消費者被害の未然防止に努める。また、消費生活に関する講習会を実施する自治体、学校等へ講師を派遣し、消費者の自立を支援する。 (くらし安全推進課)
道徳教育推進プロジェクト事業	「『いのち』のつながりと輝き」をテーマに、就学前から高等学校の各学校段階に応じて千葉県らしい道徳教育を推進することにより、幼児児童生徒の内面に根ざした道徳教育の充実に努める。 (教育庁指導課)
人権教育推進事業	教育活動全体を通じた人権教育を推進するために、管理職や人権教育担当者を中心に研修を実施する。地域における人権教育の先進校として積極的な活動を行うように推進校や研究指定校を定め支援する。 (教育庁指導課)

## Iの柱 子ども・若者の健やかな成長と自己形成・社会参画支援

### 基本目標1 自己形成支援、健康と安心の確保

#### 基本方策② 健康と安心の確保

##### 【現状と課題】

健康や体力は、「生きる力」の基本であり、子ども・若者が生涯にわたって心身ともに健やかな生活を送るために大切です。

国においては、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進しており、県においても普及啓発活動を行ってきており、引き続き規則正しい生活習慣の確立・定着を図ることが必要です。

しかし、「食」への関心や「食」を大切にする意識が薄れ、朝食の欠食をはじめ、食生活の乱れ、栄養の偏り、それらに起因する肥満ややせ、生活習慣病の増加など様々な問題が生じています。

このため、家庭・学校・地域が連携し「ちばの恵み」を取り入れたバランスのよい食生活の実践に向け、より一層の食育の推進が必要となっています。

一方、子ども・若者の体力・運動能力は、高い水準を維持しているものの、運動する子どもとそうでない子どもの二極化が進み、体力水準の高かった昭和60年度の記録と比較すると、高い種目と大きく下回っている種目がみられます。その改善のためには、幼児期から日常の外遊び等の運動を定着させることが必要です。

いじめ、不登校、自殺など子ども・若者の心の問題を背景とした問題も深刻化しており、子どもたちの悩みや不安を受け止め、心のケアを行うことができる相談体制の充実を図っていくことが必要です。

また、未成年の飲酒・喫煙の問題、性感染症罹患者の低年齢化、交際相手からの暴力などについても問題となっており、子ども・若者が正しい知識を身に付け、健康や安心を確保できるよう、発達段階に応じた教育を行っていくことが大切です。

さらに、若い世代が自らのライフデザインを考え、希望をかなえられるよう、意識の醸成を図っていくことが必要です。

## 【主な施策の方向性】

- (1) 基本的な生活習慣の形成（健康づくり支援課、安全農業推進課、教育庁生涯学習課、教育庁学校安全保健課）
- ・子ども・若者が生活習慣について学び、考え、規則正しい生活を身に付けるための取組を行います。
  - ・「食」に関する情報等を積極的に保護者に提供して、家庭と連携した食育の推進を図ります。
  - ・食に関する課題に対して共通認識で取り組んでいくため、学校・家庭・地域の連携体制を整備するよう働きかけます。
- (2) 体力向上（教育庁体育課）
- ・子どもたちが体を動かし、運動に親しむ習慣を身に付けることで、健やかな身体を育み、体力の向上が図られていくよう取り組みます。
- (3) 心のケアのための相談体制の充実（学事課、児童家庭課、教育庁教職員課、教育庁指導課、子どもと親のサポートセンター）
- ・セクシュアル・ハラスメント<sup>1</sup>に関する実態を把握し、効果的防止策を講ずるとともに、相談窓口の周知を図り、よりよい学校環境づくりを進めます。
  - ・様々な課題を抱える子どもとその家族に早期に対応できるよう、スクールカウンセラー<sup>2</sup>やスクールソーシャルワーカー<sup>3</sup>の活動の充実により、各学校における教育相談体制の一層の充実を図ります。
  - ・各児童相談所に配置された、児童福祉司や児童心理司等職員の更なる専門性の向上を図り、被虐待児等への心理的ケアの充実に取り組みます。
- (4) 飲酒・喫煙防止（健康づくり支援課、県民生活・文化課、教育庁指導課、教育庁学校安全保健課、警察本部少年課）
- ・早い段階からの飲酒・喫煙がもたらす健康被害の啓発や、受動喫煙などの防止に取り組みます。

---

<sup>1</sup> セクシュアル・ハラスメント：日本語で「性的嫌がらせ」という意味で用いられる言葉であり、略してセクハラと言われることもある。相手を不快にさせる性的な言動をいい、基本的には受け手がその言動を不快に感じた場合にはセクシュアル・ハラスメントとなる。

<sup>2</sup> スクールカウンセラー：学校における教育相談体制の充実・強化を図るために臨床心理士等、心理臨床の専門的な知識・経験を有し、児童生徒のカウンセリングや保護者・教職員等の助言・援助を行う専門家。

<sup>3</sup> スクールソーシャルワーカー：児童生徒の問題状況に応じて、家庭や学校、医療・福祉等の関係機関との連絡調整を行い、関係機関との連携を通じ、児童生徒の問題解決を支援していく教育・福祉の専門家。

- ・未成年者の飲酒・喫煙がもたらす心身への悪影響や問題を正しく理解できるように、児童・生徒向けや保護者向けのリーフレットを配布し、啓発を行います。

**(5) 性教育等の充実**（疾病対策課、子育て支援課、教育庁学校安全保健課）

- ・学校等における、発達段階に応じた性教育及びエイズを始めとした性感染症の予防のための啓発を進めます。
- ・若者を対象に妊娠・出産・子育てに関する知識を普及するセミナー等を実施し、ライフデザインの設計に向けた意識の醸成を図ります。

**(6) DV予防教育の推進**（男女共同参画課）

- ・若者がDVについて考え、互いに尊重できるパートナーシップのあり方を学ぶことを目的に、高校生等を対象にセミナーを実施します。



◎関連指標

項目	現状（基準年）	目標（H34）
[基本的な生活習慣の形成] 朝食を毎日食べていると答えた児童生徒の割合  <全国学力・学習状況調査>	小学校6年生 95.2% 中学校3年生 92.2% (H29)	増加を目指します

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
いきいきちばっ子食育推進事業	「ちばの食」を通じて子どもたちの健やかな体を育むとともに、規則正しい生活習慣を身につけさせるため、食育ノートの活用や体験型の食育活動を行うなど、学校における食育を推進する。  （学校安全保健課）
いきいきちばっ子コンテスト「遊・友スポーツランキングちば」の実施	各学校で体育や業間、昼休み等の時間楽しく集団で協力し合いながら、長縄跳び連続跳び、ボールパスラリー、連続馬跳び等の運動種目を行うことにより、積極的な外遊びや運動を推奨し、体力の向上を図る。また、集団で運動に取り組むことで、好ましい人間関係や社会性の育成もねらいとしている。  （教育庁体育課）
スクールカウンセラー等配置事業	各学校と教育事務所にスクールカウンセラー等を配置し、子どもの心のケアと学校における教育相談体制の充実を図る。  （教育庁指導課）
青少年を対象とするエイズ対策講習会	性感染症（エイズを含む）に対する正しい知識を普及するため、各保健所が学校等において、青少年を対象とする講習会を実施する。  （疾病対策課）
若者のためのDV予防セミナー	DVを許さない社会に向けた予防教育として、高等学校等において、親しい間柄にある若者間の暴力、いわゆる「デートDV」などについてセミナーを実施する。  （男女共同参画課）

Iの柱 子ども・若者の健やかな成長と自己形成・社会参画支援

基本目標2 社会形成・社会参加支援、職業的自立・就労支援

### 基本方策③ 子ども・若者の社会参加の促進

#### 【現状と課題】

子ども・若者が、社会の一員として主体的に参画していくためには、社会で果たすべき役割と責任を自覚し、自ら判断し行動する力など、社会人としての基礎を身に付けるとともに、課題を見つけ、解決のために積極的に行動ができるようにすることが必要です。

平成27年6月に公職選挙法が改正され、平成28年6月に施行されました。この改正で選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられ、高校生でも18歳になれば有権者として投票できることになりました。社会の中で自ら判断し、行動できる力を早期に身に付けていくことが求められています。

また、本県は、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックの競技開催県の一つとなっており、世界中の国や地域から、多くの選手や関係者、観光客が訪れます。オリンピック・パラリンピックは多くのボランティアに支えられ開催されますが、ボランティア活動への参加や様々な国や地域の人々との交流は、本県の将来を担う人づくりのチャンスでもあり、この機会をとらえ、子ども・若者のボランティア参加への機運を醸成することが重要です。

さらに、情報化社会の進展や社会・経済のグローバル化など、子ども・若者を取り巻く環境は急速に変化しています。変化の激しいこれからの時代を生き抜くためには、日本人としてのアイデンティティ<sup>4</sup>を持ち、豊かな語学力・コミュニケーション能力、チャレンジ精神や異文化を理解する能力を持ち、様々な分野で主体的に活躍できるグローバル人材の育成が求められています。

<sup>4</sup> アイデンティティ：自己同一性。自分は何者であり、何をなすべきかという個人の心の中に保持される概念。広義には、「同一性」「個性」「国・民族・組織などある特定集団への帰属意識」「特定のある人・ものであること」などの意味で用いられる。

## 【主な施策の方向性】

### (1) 東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機としたボランティア活動への参加促進（県民生活・文化課、教育庁生涯学習課、教育庁指導課）

- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、県民のボランティア活動への参加機運を醸成するとともに、小中高生や大学生などがボランティア活動に参加・体験することなどを通じて、次世代を担う若者の「ボランティア精神」や「おもてなしの心」を育みます。
- ・さわやかちば県民プラザ（生涯学習センター）において、高校生を対象としたボランティア講座や成人を対象とした各種講座の開催、子どもや若者の社会貢献活動・ボランティア活動などの情報発信等を行うとともに、体験活動・ボランティア活動の情報収集・提供・相談を実施します。

### (2) 主権者教育<sup>5</sup>の推進〔新規〕（教育庁指導課）

- ・子ども・若者の主権者としての自覚を促し、必要な知識と判断力の習熟ができるよう、学校における政治的教養を育む教育の一層の充実を図ります。

### (3) グローバル人材の育成（国際課、県民生活・文化課、教育庁教育政策課、教育庁指導課）

- ・我が国の将来を担う若い世代の国際理解・体験の機会を充実させ、異文化を理解し、国際社会で主体的に行動できる人材の育成を目指します。
- ・外国語教育を充実させ、小・中・高等学校を通じた系統性のある英語教育で、コミュニケーション能力等を確実に養い、グローバル化に対応した人材の育成を目指します。
- ・多文化共生社会づくりを推進するため、各学校における外国人児童生徒等の受入れがスムーズに行われるよう、日本語指導ができる外部人材の配置の充実を図ります。

### (4) 社会貢献活動等の推進（県民生活・文化課）

- ・善意や親切心からよい行いをした青少年や、青少年の健全育成に尽力した団体を表彰し、その活動を讃えるとともに、その気運を県内に広めていき、自主的・自発的な活動の推進を図ります。

---

<sup>5</sup> 主権者教育：国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質や能力を育む教育

- ・中学生が自らの体験を踏まえて、思いや夢を発表する機会として、「中学生の主張」大会を開催し、青少年の健やかな成長を促します。

◎関連指標

	現状（基準年）	目標（H34）
[ボランティアへの参加促進] ボランティアとして活動したことがある若者（20代）の割合 ＜県政に関する世論調査＞	40% (H28)	増加を目指します

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
次世代ボランティア人材育成事業	地域を担う若者の「ボランティア精神」や「おもてなしの心」を醸成し、社会貢献活動への参加を促すため、主に小中高生や大学生を対象に、次世代のボランティア人材を育成する事業を実施する。 なお、より実践的で効果的な事業とするため、地域活動や人材育成に係る専門的な知識やノウハウを有する市民活動団体、大学、企業などから企画提案を募集する。 (県民生活・文化課)
さわやかちば県民プラザ「交流事業」	さわやかちば県民プラザにおける「交流事業」の一環として、ボランティア意識の向上を図ることを目的とした「高校生のためのボランティア体験講座」「体験活動ボランティア活動各講座（入門・実践・スキルアップ）」、若者の社会参画を目的とした「ヤングパワームーブメント」「子どもチャレンジプロジェクト」を実施する。また「千葉県体験活動ボランティア活動支援センター」において、体験活動・ボランティア活動に係る情報収集・提供を実施する。 (教育庁生涯学習課)
グローバル人材プロジェクト事業	児童生徒が海外に目を向け、自らが成長するきっかけを提供するとともに、本県の次代を担う子どもたちの成長に貢献するため、各種事業を実施する。高校生等が海外留学する際の助成、スーパーグローバルハイスクールの指定、外部専門機関と連携した英語担当教員の指導力向上、海外からの留学生との交流会や海外理解促進のための講演会の開催、国際教育を積極的に実践している学校の優れた取組の普及啓発、留学フェアの開催などの事業がある。 (教育庁教育政策課、教育庁指導課)

Iの柱 子ども・若者の健やかな成長と自己形成・社会参画支援

基本目標2 社会形成・社会参加支援、職業的自立・就労支援

### 基本方策④ 職業能力の習得／就労支援の充実

#### 【現状と課題】

経済情勢は、緩やかな回復基調が続いており、景気回復を背景とした労働需要の増加により、雇用情勢も改善しています。

しかし、新卒者の早期離職や、大企業志向あるいは求人需要と求職需要の不一致といった課題が生じており、若者の職業意識・職業観をめぐる問題が指摘されています。このため、子ども・若者が、望ましい勤労観や職業観を身に付け、社会で自立し、仕事を通じて社会に貢献することができるよう、発達段階に応じたキャリア教育<sup>6</sup>、職場体験やインターンシップ<sup>7</sup>を充実・推進していくことが必要です。

また、就職氷河期に卒業を迎え、正社員として就職できなかった者をはじめ、ニート（若年無業者）<sup>8</sup>やフリーター<sup>9</sup>として不安定な生活を送っている若者の数は高水準で推移しており、本人に意欲があっても、希望する労働条件等と企業のニーズとのミスマッチにより就労が難しく、その対応が課題となっています。

一方、本県は、温暖な気候と豊かな大地、海に恵まれ、全国有数の産出額・漁獲量を誇る農林水産県ですが、就業者の高齢化も進み、担い手の減少が続いています。地域の産業の担い手の育成に向け、子どもたちに対し、関係者と連携して、農業・水産業に対する理解促進を図ることが必要です。

6 キャリア教育：社会的・職業的自立を促すために必要な意欲・態度や能力を育てる教育。

7 インターンシップ：児童生徒等が企業等において実習・研修的な就業体験をする制度。

8 ニート(若年無業者)：就業せず、求職活動もしていない人のうち、家事も通学もしていない15歳から34歳の人。

9 フリーター：15～34歳の若年（ただし、学生と主婦を除く）のうち、パート・アルバイト（派遣等を含む）及び働く意思のある無職の人。

## 【主な施策の方向性】

### (1) キャリア教育の推進（学事課、雇用労働課、教育庁県立学校改革推進課、教育庁生涯学習課、教育庁指導課）

- ・若年者の就労意識を高めるため、職業理解・企業理解を進めます。
- ・学校教育の中で「生きる力」を育成するとともに、キャリア教育などの充実を図ります。
- ・地域との協同により、一人一人の生徒に応じた「学び直し」や「実践的なキャリア教育」を行い、地域と共に生きる自立した社会人の育成を目指します。
- ・子どもたちが、将来の職業に対する夢を育んだり、職業に対する理解を深めたりすることができるよう取り組みます。

### (2) 若者の就労支援（雇用労働課、産業人材課）

- ・「ジョブカフェちば」<sup>10</sup>を中心に、就職・進路に関する相談や各種セミナーなどを実施するとともに、交流イベント等を通じて、若年者と企業との相互理解を促進します。
- ・学卒者や離職者に対して、高等技術専門校<sup>11</sup>での施設内訓練や民間教育訓練機関等への委託による職業訓練を行います。

### (3) 農業・水産業の理解促進（担い手支援課、水産課）

- ・農業者・漁業者との交流などを通じて、職業に関する理解の促進や知識の習得を図ります。

---

<sup>10</sup> ジョブカフェちば：「ジョブカフェちば（ちば若者キャリアセンター）」は、船橋駅前フェイスタビル内に県が設置している施設であり、概ね30歳代（登録は44歳まで可）までの若者を対象とした就職支援センター。

<sup>11</sup> 高等技術専門校：千葉県立高等技術専門校（愛称：ちばテク）では、中学校・高等学校等を卒業して就職をしようとする人をはじめ、再就職や転職をしようとしている人などに職業能力開発を行い、企業での活躍が期待される「ひとづくり」を目指しており、県内に6か所設置されている。

◎関連指標

	現状（基準年）	目標（H34）
[キャリア教育の推進] 職場体験・インターンシップを実施している公立学校の割合	中学校 97.2% 高校 88.9% (H28)	中学校 100% 高校 90.0%

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
小・中・高等学校のキャリア教育総合推進事業	「キャリア教育の手引き」（小・中・高等学校の教員を中心とした研究委員会が作成）を活用することや、職場見学、職場体験、インターシップ等の体験活動や学校種間の連携を図ることで、小学校から高校につながる継続的なキャリア教育の推進を図る。 (教育庁指導課)
キャリア教育推進事業	小・中・高校生を対象として、県内各地で科学や先端技術を体験する講座の開設や、子どもが親の職場を訪問する「子ども参観日」を県内に広めるキャンペーンを実施する。 (教育庁生涯学習課)
ジョブカフェちば事業	若者の正社員就職・雇用ミスマッチ解消のため、キャリアカウンセラーが就職活動における個別相談やセミナーを行うとともに、関係機関との連携による若者と企業との交流イベントの実施や併設ハローワークでの職業紹介など、ワンストップで総合的な就業支援を行う。 (雇用労働課)

## Ⅱの柱 困難を有する子ども・若者の支援・被害防止・保護

### 基本目標3 困難を有する子ども・若者への支援の充実

#### 基本方策⑤ 総合的な相談・支援体制の整備

##### 【現状と課題】

ニートやひきこもり<sup>12</sup>をはじめ、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者は、成育過程の中で様々な問題に直面した経験がある場合が多く、例えば、貧困、児童虐待、いじめ、不登校等の問題が相互に影響し合っています。こうしたことから、様々な問題を複合的にとらえ、継続的かつ包括的に支援をする体制を整えていく必要があります。

県では、平成24年1月に「千葉県子ども・若者支援協議会」を設置し、教育・福祉・雇用などの官民の関係機関・団体が情報を共有し、必要な取組の検討等を行っています。また、平成24年7月に子ども・若者の総合的な相談窓口である「千葉県子ども・若者総合相談センター（愛称：ライトハウスちば）」を設置し、相談体制の強化を図りました。引き続き、関係機関・団体が連携し、困難を有する子ども・若者への相談・支援体制の充実を図っていくことが求められています。

また、子ども・若者が、より身近な地域で必要な相談や支援が受けられるようにするため、市町村や地域において、年齢階層で支援が途切れることない相談窓口やネットワークを整備していくことが課題となっています。

さらに、自ら相談機関等に来ることが困難な子ども・若者に対して、自宅もしくはその他の適切な場所において、必要な相談や助言を行うアウトリーチ（訪問）型支援の充実を図っていくことも今後の課題となっています。

<sup>12</sup> ひきこもり：自宅にひきこもって学校や会社に行かず、家族以外との親密な対人関係がない状態が6ヶ月以上続いており、統合失調症やうつ病などが第一の原因と考えにくいもの。（厚生労働省の定義）



## 【主な施策の方向性】

### (1) 千葉県子ども・若者支援協議会の運営（県民生活・文化課）

- ・千葉県子ども・若者支援協議会において、困難を有する子ども・若者の現状や課題を共有するとともに、相談・支援体制の充実に向けた検討を行います。
- ・子ども・若者の相談等に適切に支援できる人材を育成するための研修会を実施します。
- ・「セレクトシステム（困難を抱える子ども・若者の相談・支援機関ガイドブック）」の内容の充実を図り、相談・支援機関の連携の推進を図ります。
- ・困難を有する子ども・若者が段階に応じた支援を受けられる場（居場所等）に関する情報収集を行い、連携や広報等の方法を検討します。

### (2) 千葉県子ども・若者総合相談センターの機能強化（県民生活・文化課）

- ・一人でも多くの悩みを抱えた子ども・若者やその家族が相談に繋がるよう、千葉県子ども・若者総合相談センターの周知を行います。
- ・面接相談を効果的に実施し、子ども・若者やその家族の悩みを的確に把握し、適切な助言や必要な支援先の紹介を行います。
- ・直ちに適切な支援先がみつからず、家にこもりがちになっている若者を対象に、一人一人の状態や特性に合わせたプログラムを実施し、次のステップを一緒に考えます。
- ・様々な相談・支援機関等と連絡調整を図り、連携した取組を行います。

### (3) 地域における相談・支援体制づくり（健康福祉指導課、県民生活・文化課）

- ・制度の狭間や複合的な課題を抱えた方などに対する相談窓口として、「中核地域生活支援センター」を運営するとともに、住民に身近な市町村において包括的な相談体制が整備されるよう、市町村等に対して助言等のバックアップを実施します。
- ・市町村や地域における子ども・若者支援地域協議会や子ども・若者総合相談センターの設置のメリットや方法、先進事例の紹介などを実施します。

(4) アウトリーチ（訪問）型支援<sup>13</sup>の充実（県民生活・文化課、障害者福祉推進課、健康福祉指導課）

- ・自ら相談窓口に来ることが困難な子ども・若者への支援が実施できるよう、アウトリーチを実施している機関や団体の情報の収集を行うとともに、支援の充実に向け研修等を行います。
- ・千葉県ひきこもり地域支援センターで実施しているアウトリーチ事業の利用促進を図ります。
- ・生活困窮者自立支援制度による相談窓口において、生活困窮の状態にある子どもやその親を対象に、アウトリーチによるニーズの把握や伴走型の支援を含め、早期の支援を行い、生活困窮状態からの脱却を図ります。

---

<sup>13</sup> アウトリーチ（訪問）型支援：支援を行う者が、問題等に応じて家庭等に出向き、子ども・若者やその家族に必要な相談、助言等を行う。

◎関連指標

	現状（基準年）	目標（H34）
[総合的な相談・支援体制の整備] 千葉県子ども・若者総合相談センター 「ライトハウスちば」における相談件数	総相談件数 733件 うち面接相談件数※ 0件 (H28)	増加を目指します  〔潜在的なニーズの掘り 起こしを継続的に実施〕

※面接相談は H29 から開始。 H29 上半期（4～9 月）面接相談件数：127 件

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
子ども・若者育成 支援推進事業（協 議会）	「千葉県子ども・若者支援協議会」を設置・運営し、関係機関・団体の 連携を強化し、困難を有する子ども・若者への支援策の検討や人材育成 研修等を実施する。  (県民生活・文化課)
子ども・若者育成 支援推進事業（総 合相談センター）	様々な悩みを持ちながらも、どこに相談していいかわからない子ども・ 若者（原則 39 歳まで）やその家族等からの相談について、専門相談員 による電話相談、面接相談等を実施し、悩みの軽減を図るとともに、適 切な支援先の紹介等を行う。  (県民生活・文化課)
中核地域生活支 援センター事業	24 時間 365 日体制で、制度の狭間や複合的な課題を抱えた方などの相 談支援、関係機関のコーディネート及び権利擁護を行う中核地域生活支 援センターを県内 13 箇所を設置、運営する。  また、地域住民に身近な市町村において包括的な相談支援体制が整備さ れるよう、市町村等に対して助言等のバックアップを実施する。  (健康福祉指導課)
ひきこもり地域 支援センター事 業	原則 18 歳以上のひきこもり本人や家族等からの電話相談に応じるとと もに、相談内容に応じて適切な関係機関につなげる。また、希望者に 対し、面接・訪問（アウトリーチ）を実施する。  (障害者福祉推進課)

## Ⅱの柱 困難を有する子ども・若者の支援・被害防止・保護

### 基本目標3 困難を有する子ども・若者への支援の充実

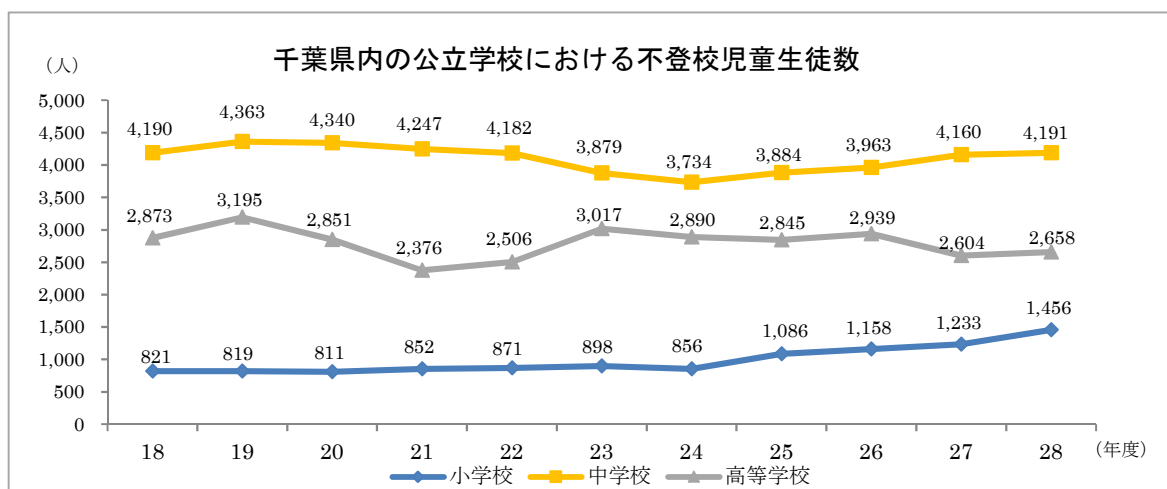
#### 基本方策⑥ 様々な困難や配慮を要する状況に応じた支援の充実

##### 【現状と課題】

##### ■不登校への対応

平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）によると、本県公立小学校における不登校児童数は前年度より223人増加の1,456人、公立中学校における不登校生徒数は前年度より31人増加の4,191人、公立高等学校の不登校生徒数は前年度より54人増加の2,658人となっています。

不登校への対応は、欠席日数のみに捉われず、遅刻や早退にも着目し、不登校が危惧された時点で迅速に組織的な計画を立てて支援することが重要です。



出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（平成28年度）〔県教育委員会〕

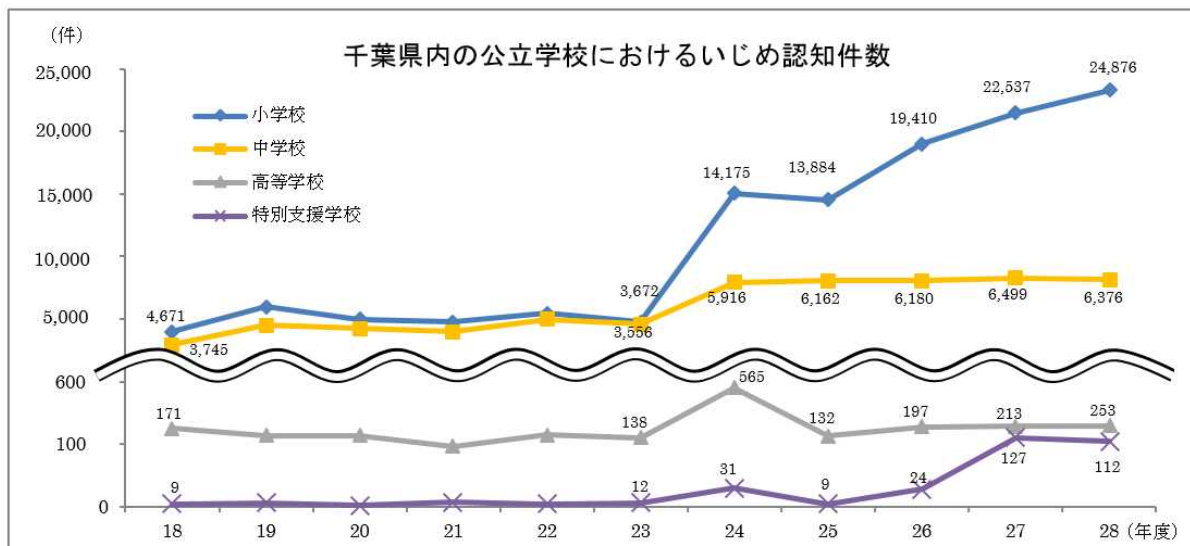
##### ■いじめ防止対策

平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）によると、本県の公立小・中・高等学校・特別支援学校におけるいじめ認知件数は、31,617件で、前年度より2,241件増加しています。

いじめへの対応については、未然防止や早期発見・早期対応の取組や、学校が家庭・地域・関係機関と連携した取組に加え、子どもの悩みや不安を受け止めて相談にあたる教育相談体制の整備が重要です。

県では、平成25年に制定された「いじめ防止対策推進法」を受け、平成26年3月に「千葉県いじめ防止対策推進条例」を制定し、また、同年8月に「千葉県いじ

め防止基本方針」を策定しました。さらに、平成 29 年 3 月に国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定されたことを受けて、平成 29 年 11 月に「千葉県いじめ防止基本方針」の改定を行いました。いじめ防止に向けてさらなる取組の充実を図ることが必要です。

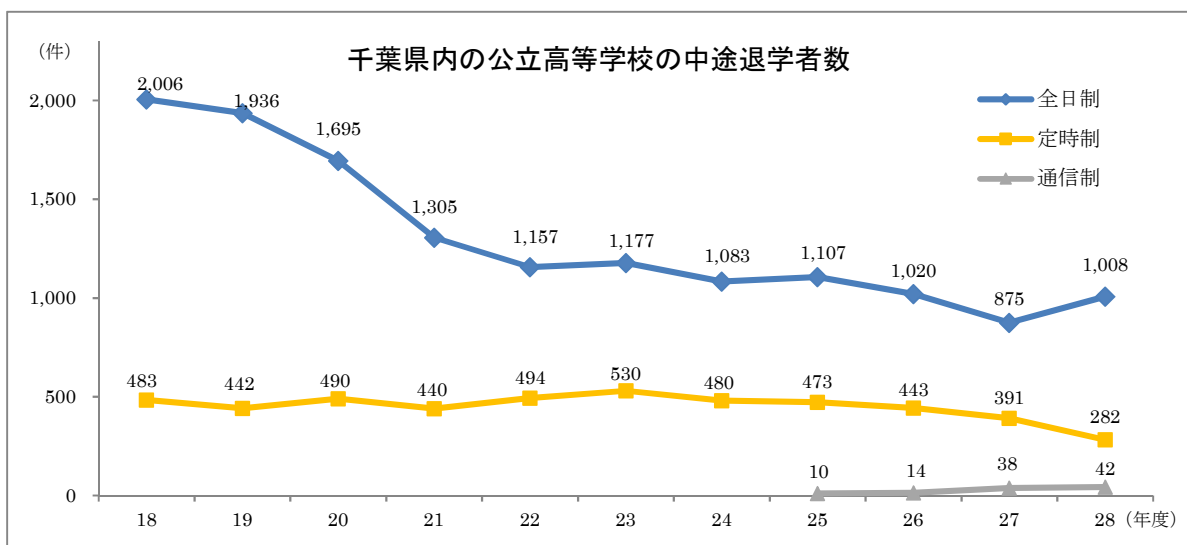


出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（平成 28 年度）〔県教育委員会〕

### ■中途退学の未然防止と高校中退者への支援

平成 28 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）によると、本県の公立高等学校の中途退学者は 1,332 人で前年度より 28 人増加しています。

中途退学の理由は学校生活・学業不適応が最も多く、フリーターやニートなどにつながっていくことが懸念されているため、退学者数を減らしていくことや学び直しの取組が求められています。



出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（平成 28 年度）〔県教育委員会〕

## ■ひきこもりへの対応

平成 28 年「若者の生活に関する調査」(内閣府)によると、15 歳から 39 歳の若者のうち、広義のひきこもり(ふだんは家にいるが趣味の用事の時だけ外出する者を含む)は全国で約 54 万人と推計されており、この数値をもとにし、平成 28 年 4 月時点での千葉県人口にあてはめると本県におけるひきこもりの若者の数は、約 2 万 7 千人と推計されます。

ひきこもりは、長期化するほど、社会復帰が難しいとされており、近年は高年齢化傾向も指摘されており、できるだけ早期に支援につなげる必要があります。

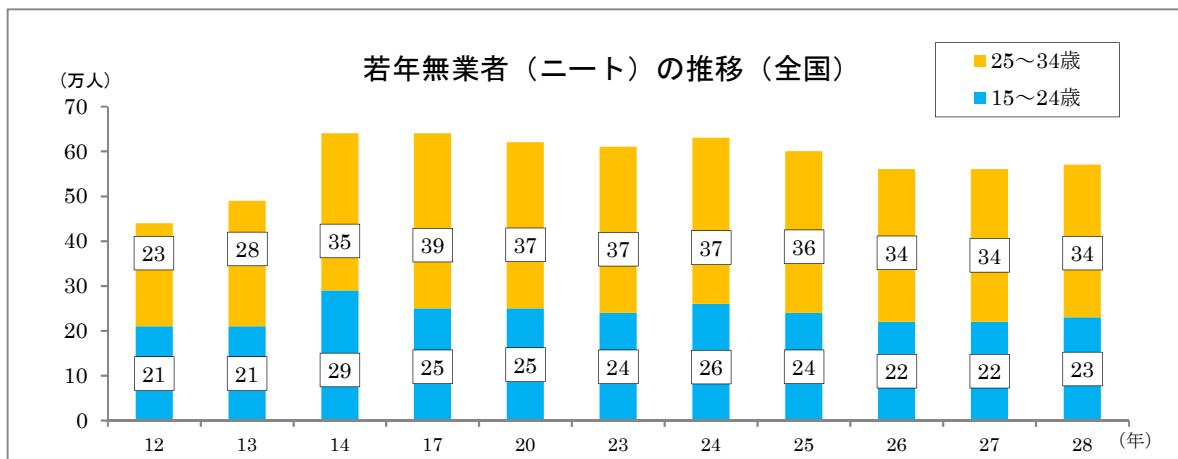
ひきこもりの状態	有効回収率に占める割合(%)	全国の推計数(万人)	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	1.06	準ひきこもり	36.5万人
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.35	12.1	狭義のひきこもり 17.6万人
自室からは出るが、家からは出ない 又は自室からほとんどでない	0.16	5.5	
計	1.57	広義のひきこもり 54.1万人	

出典：若者の生活に関する調査(平成 28 年度)〔内閣府〕

## ■ニートへの対応

平成 28 年「労働力調査」(総務省)によると、15~34 歳の若年無業者数(家事も通学もしていない者)は、平成 14 年から急増し、ここ数年は減少傾向がみられるものの、人口に占める割合は 2.1%となっており、この数値をもとにした本県における若年無業者数は 2 万 8 千人と推計されます。

ニート等の若者が充実した職業生活を送り、社会を支える担い手となるよう、支援していくことが求められています。



出典：労働力調査(平成 28 年度)〔総務省統計局〕

## ■障害のある子どもへの支援

障害のある子どもが、乳幼児期から学校卒業後まで、ライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、関係機関が連携し、地域における療育支援体制の拡充が求められています。

さらに、障害のある子どもや、その家族が身近な地域で支援を受けられるよう、また、家族が問題を抱え込むことがないよう、在宅支援機能の強化が必要です。

また、学校教育においては、障害のある子どもが自立し、社会参加するために必要な力を身につけるために、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、障害による学習上や生活上の困難を改善・克服するため、適切な指導や支援を行うことが必要です。

このため、障害のある子どもやその保護者に対する相談・支援体制の充実や、特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上を図ってきたところですが、これらの取組を進めるとともに、地域の教育資源の活用や障害特性に応じた様々な指導の改善を図ることが必要です。

## ■外国人の子どもへの支援

経済・社会のグローバル化に伴い、国境を超えた人の移動が活発化しています。平成28年度「学校基本調査」（文部科学省）によると本県の小学校・中学校・義務教育学校に在籍する外国人児童生徒数は3,920人となっています。

このため、外国人児童生徒等の受入れがスムーズに行われるよう、各学校における受入れ体制の整備・充実を図ることが必要です。

また、様々な事情により、不登校・不就学となっている外国人の子ども等に対しては、関係機関や市民活動団体と連携して、日本語や生活習慣、日本文化、マナーなどを学ぶ機会を提供することが必要です。

## ■性同一性障害等に対する理解促進

性同一性障害等<sup>14</sup>であるという理由で差別したり、排除することなく、それぞれの人の生き方を尊重する社会を実現していくことが必要です。

また、性同一性障害等に係る子どもたちについて、学校生活を送る上で特有な支援が必要な場合もあることから、個別事案に応じ、子どもの心情等に配慮したきめ細かい対応を行うことが求められています。

---

<sup>14</sup> 性同一性障害等：生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないために違和感を感じたり、恋愛・性愛の対象が同性や男女両方に向かうこと。

## 【主な施策の方向性】

### (1) 不登校への対応（学事課、教育庁指導課、子どもと親のサポートセンター）

- ・不登校の子どもや親が専門的な見地から助言を受けることができるよう、相談支援体制の充実に努めます。
- ・対応に当たっては学校と家庭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との連携を図ります。
- ・「不登校対策指導資料集」（平成 29 年度末発行）を活用して、様々な不登校の事例に対して教員の指導力の向上に努めます。
- ・長期化等により解消が困難なケースに対応するため、福祉や心理の専門家等を構成員とする「不登校対策支援チーム」による支援を行います。

### (2) いじめ防止対策（学事課、教育庁指導課、子どもと親のサポートセンター）

- ・いじめ問題に関する教職員研修の実施、いじめ防止啓発カードの作成発行や教職員向けいじめ防止資料集の活用等を通じた、いじめ防止対策の普及啓発に努めます。
- ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを配置し、相談体制の充実に努めます。
- ・SNSを活用した相談体制の構築について検討するなど、児童生徒が相談しやすい環境づくりに努めます。

### (3) 中途退学の未然防止と高校中退者への支援（学事課、雇用労働課、教育庁財務施設課、教育庁指導課、子どもと親のサポートセンター）

- ・学業不振、学校生活への不適應などが原因で中途退学に発展する例が見られるため、悩みを抱えた生徒が早期に相談できる体制を整えます。
- ・高校中退者に対し、就労・学び直しなどの各種支援を行います。

### (4) ひきこもりへの対応（障害者福祉推進課）

- ・ひきこもりに悩む若者自身やその家族の相談窓口である「千葉県ひきこもり地域支援センター」を設置運営し、主に電話による相談に応じます。
- ・ひきこもり地域支援センターでは、相談内容に応じて、医療・教育・労働・福祉などの適切な支援機関につながります。また、希望に応じ、面接・訪問（アウ



トリーチ)を行います。

- ・市町村や関係機関と連携しながら、ひきこもっている本人や家族等の支援に取り組めます。

#### (5) ニートへの対応（雇用労働課）

- ・若年無業者の個々の状況に応じた職業的自立支援を行う拠点である「ちば地域若者サポートステーション」の充実を図ります。
- ・また、県内各地域若者サポートステーション<sup>15</sup>をはじめ、関係機関・団体とのネットワークを整備・活用して、より適した支援を行えるよう、連携を強化します。

#### (6) 障害のある子どもへの支援（障害者福祉推進課、障害福祉事業課、教育庁特別支援教育課、教育庁県立学校改革推進課）

- ・「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を実施します。
- ・障害のある子どもや、その保護者に対する相談・支援体制を充実させるとともに、障害のある子どもへの支援を実施する事業所や、施設の充実を図ります。
- ・第2次千葉県特別支援教育推進基本計画に基づき、障害のある子どもに対する早期からの教育相談や連続性のある「多様な学びの場」の整備、及び卒業後の豊かな生活のために、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導や支援を行います。
- ・第2次県立特別支援学校整備計画に基づき、特別支援学校の過密状況に対応して、校舎増築等により計画的に教育環境の整備を図ります。
- ・障害のある子どもの学校卒業後の暮らしが豊かなものとなるよう、教育、福祉や医療、労働関係機関が連携し、支援の充実を図ります。
- ・発達障害について、千葉県発達障害者支援センター（CAS）を拠点とする関係機関等の連携により、発達障害のある人やその家族に対する相談支援体制の充実を図ります。

---

<sup>15</sup> 地域若者サポートステーション：若者の職業的自立を支援する厚生労働省の事業。地方自治体や地域の若者支援機関と連携した包括的支援の窓口として、無業の状態にある若者とその保護者に対し、専門的な相談、各種プログラム、職場体験、地域ネットワークを活用した支援など、多様な就労支援メニューを提供している。

**(7) 外国人の子どもへの支援（教育庁指導課）**

- ・外国人の子どもが、就学や学校生活において支障を来たすことがないように、不就学解消への取組や、適応指導・日本語指導など学習しやすい環境づくりを図るとともに、相談体制の充実を推進します。

**(8) 性同一性障害等に対する理解促進〔新規〕（健康福祉政策課、教育庁指導課）**

- ・性同一性障害等に対する偏見や差別をなくし、性同一性障害等への理解が深まるよう啓発を行うとともに、相談窓口の周知を図ります。
- ・性同一性障害等の子どもが、就学や学校生活に支障を来たすことがないように、学校への啓発や教員への研修を図るとともに相談体制の充実を推進します。

◎関連指標

	現状（基準年）	目標（H34）
[不登校・中途退学への対応] 公立高等学校における不登校・中途退学 生徒の割合	不登校 2. 55% 中途退学者 1. 27% (H28)	減少を目指します

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
いじめ防止対策 等推進事業	千葉県いじめ防止基本方針を周知する等の教員研修を実施するとともに、児童生徒・保護者向け啓発資料を作成・配付し、児童生徒、保護者、教職員等に広くいじめに関する周知を図る。また、スクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者、教職員等からの相談対応等の支援を行うとともに、スクールソーシャルワーカーを配置して、福祉等の関係機関との連携を図る。 (教育庁指導課)
訪問相談担当教 員の配置	不登校等児童生徒への家庭訪問を中心とした活動を行う教員を地区不登校等対策拠点校に配置する。訪問相談担当教員は教職員、保護者及び不登校等児童生徒に対する助言・支援を行う。 (教育庁指導課)
不登校対策推進 校の指定	不登校対策推進校に、校内支援教室を設置し、実践的な活動を通して、不登校及び不登校傾向にある児童生徒に対する支援を行う。 (教育庁指導課)
ちば地域若者サ ポートステーシ ョン事業	若年無業者のうち、職業的自立をはじめとした自身の将来に向けた取り組みへの意欲が認められる、15歳から39歳までの者を対象にして、職業的自立に向けた支援を行う。 (雇用労働課)
障害児療育支 援事業	在宅の障害のある子どもの地域における生活を支えるため、訪問・外来による療育相談・指導、障害のある子どもの通う保育所等の職員の療育技術指導の支援を行う。 (障害福祉事業課)
特別支援アドバ イザー事業	発達障害を含む障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援のあり方について、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び幼保連携型認定こども園からの要請に応じて、各教育事務所に配置した「特別支援アドバイザー」を派遣し、教職員等に対して助言・援助を行う。 (教育庁特別支援教育課)
外国人児童生徒 等教育に関する 連絡協議会	外国人児童生徒等への教育を円滑に実施するため、適応指導、日本語指導、その他外国人児童生徒に対する教育の充実に向け必要な事項を協議する。 (教育庁指導課)

## Ⅱの柱 困難を有する子ども・若者の支援・被害防止・保護

### 基本目標3 困難を有する子ども・若者への支援の充実

#### 基本方策⑦ 子どもの貧困対策の推進

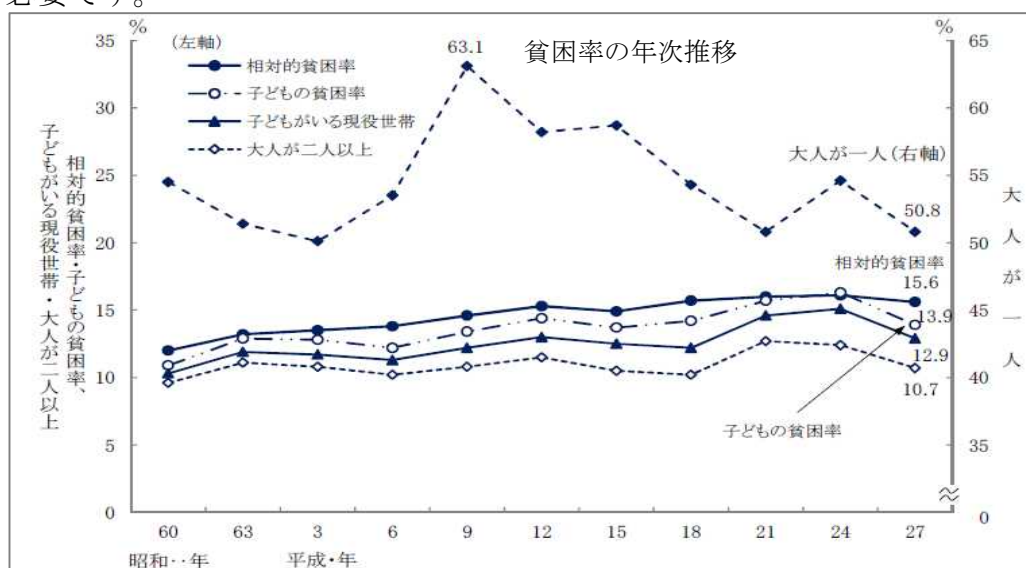
##### 【現状と課題】

平成28年「国民生活基礎調査」(厚生労働省)によると、平成27年の我が国の「子どもの貧困率」<sup>16</sup>は13.9%と、調査を始めてから最も高かった平成24年より2.4ポイント低下したものの依然高い水準にあり、実に7人に1人の子どもが貧困に陥っているという調査結果となっています。

特に、「子どもがいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満で子どものいる世帯)の貧困率」では、「大人が一人の世帯の貧困率」が50.8%と全体の半分を超えており、ひとり親家庭など大人一人で子どもを養育している家庭が特に経済的に困窮している実態がうかがえます。

こうした状況の中、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、本県では、平成27年12月に「千葉県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、子どもの貧困対策を総合的に推進しています。

全ての子どもが、その置かれた環境に左右されることなく、夢と希望をもって成長していけるよう、教育を受ける機会の均等を図るとともに、安定した生活の確保や自立の促進、保護者への就労支援、ひとり親世帯への経済的支援などを行っていくことが必要です。



出典：平成27年度国民生活基礎調査〔厚生労働省〕

<sup>16</sup> 子どもの貧困率：17歳以下の子ども全体に占める、貧困線（平均的な可処分所得の半分の額。H28：122万円）に満たない世帯で暮らす子どもの割合。

## 【主な施策の方向性】

### (1) 学習支援・就学支援の充実（学事課、健康福祉指導課、児童家庭課、教育庁財務施設課、教育庁生涯学習課）

- ・全ての子どもに教育の機会均等が確保され、質の高い教育が受けられる環境を整備することにより、貧困の連鎖の防止を図るため、教育費の軽減や学習支援を行います。

### (2) 安定した生活の確保や自立の促進（健康福祉指導課、児童家庭課、雇用労働課、教育庁生涯学習課）

- ・貧困状態にある子どもやその親が、日常生活において心理的、社会的に孤立し、より一層困難な状況に陥ることのないよう、地域において、必要な助言や支援等を受けることができる相談支援等に係る体制の整備の充実を図ります。
- ・子どもたちの健やかな育成、安定した生活の確保や自立の促進のため、親の就労環境の整備や、子どもの就労、食・住生活の支援を行います。

### (3) 保護者への就労支援（健康福祉指導課、児童家庭課、雇用労働課）

- ・親が働いて収入を得ることは、生活の安定を図る上で重要であるとともに、その働く姿に子どもたちが接することにより、将来の就労への意欲や自立心の助長を育み、貧困の連鎖の防止に大きな教育的意義あるため、保護者の状況やその置かれている環境に応じた就労支援の充実を図ります。

### (4) ひとり親世帯への経済的支援（児童家庭課）

- ・ひとり親世帯の生活基盤の安定に資するため、各種手当、助成や貸付け等の諸制度について、対象となる世帯や必要な世帯による活用や活用促進のための相談体制を整備します。

#### P40「貧困率の年次推移」(図)に関する説明

- 注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。  
2) 平成27年の数値は、熊本県を除いたものである。  
3) 貧困率は、OECDの作成基準に基づき算出している。  
4) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。  
5) 等価可処分所得金額の不詳の世帯は除く。

◎関連指標

	現状（基準年）	目標（H34）
[教育を受ける機会の均等] 生活保護を受けている子どもの高等学校等進学率	生活保護受給者 91.7% 県全体 98.6% (H28)	県全体の高等学校等進学率に近づける

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
千葉県奨学資金貸付事業	収入が一定の基準額以下の世帯で、経済的理由により就学が困難な高等学校等に在籍する生徒に対し、奨学資金の貸付け（無利子）を行う。 (教育庁財務施設課)
生活福祉資金貸付事業（教育支援資金）	低所得世帯の子どもが、経済的な理由により教育の機会を失うことのないよう、高等学校、大学又は高等専門学校に修学するために必要な経費の貸付け（無利子）を行う。なお、原則として他の貸付制度を利用した上で、不足分についての利用となる。 (健康福祉指導課)
子どもの学習支援事業（生活困窮者自立支援制度）	生活に困窮する世帯の児童生徒を対象として、県及び各市において学習支援や居場所の提供を実施する。 (健康福祉指導課)
自立相談支援事業（生活困窮者自立支援制度）	各市、町村においては県が委託（設置）する相談窓口において、生活困窮者の抱える様々な問題について相談に応じ、利用可能な支援に結びつけるなど、包括的な支援を実施する。 (健康福祉指導課)
母子家庭等就業・自立支援センター一事業	母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等の就業支援サービスの提供、養育費の取得のための相談等を実施する。 (児童家庭課)

## Ⅱの柱 困難を有する子ども・若者の支援・被害防止・保護

### 基本目標 4 非行・被害防止・保護

#### 基本方策⑧ 非行・犯罪防止と立ち直り支援

##### 【現状と課題】

平成 28 年に検挙された、本県における万引・自転車盗等の刑法犯少年<sup>17</sup>の総数は、1,419 人（前年比△430 人、△23.3%）で、平成 16 年をピークに減少傾向にあります。このうち再犯者数は 514 人で、再犯率は 36.2%となっており、再犯率は増加しています。また、「電話 de 詐欺」<sup>18</sup>等の特殊詐欺で検挙された少年は 14 人で、前年度より人数は減少していますが、検挙者における少年の占める割合は約 2 割と増加しており、「受け子」等として犯罪に加担している状況が見受けられます。

また、不良行為により補導された少年は 27,785 人で、喫煙・深夜徘徊で全体の 8 割を占めています。

少年非行の防止には、少年の問題行動を早期に発見して、適切な支援をしていくことが重要であることから、青少年補導員<sup>19</sup>などの地域ボランティア・学校・警察等関係機関が連携し、非行・犯罪防止に向けた取組を一層強化していくことが必要です。

また、危険ドラッグを使用したことによる事故や健康被害、若年層の大麻乱用の増加など、薬物の乱用が大きな社会問題となっていることから、子ども・若者に対する薬物乱用防止の一層の広報啓発が重要です。

<sup>17</sup> 刑法犯少年：刑法犯で警察に検挙された 14 歳以上 20 歳未満の少年。交通事故に係る業務上過失致死傷罪、危険運転致死傷罪などは含まれない。

<sup>18</sup> 電話 de 詐欺：振り込め詐欺などの「特殊詐欺」という犯罪を分かりやすく表現するため、千葉県警察が県民に募集して、選んだ広報用の名称。

<sup>19</sup> 青少年補導員：青少年の非行防止を目的に設置されたボランティアで、県下 17 市において、合計で 2,089 人（平成 29 年 5 月 1 日現在）が委嘱されており、区域内の盛り場、駅、公園、映画館等を巡回し、補導活動を行い、子どもの見守り活動、有害情報の浄化活動等に取り組んでいる。

## 【主な施策の方向性】

### (1) 非行・犯罪防止活動の推進（健康福祉指導課、県民生活・文化課、警察本部生活安全総務課、警察本部少年課）

- ・青少年の非行や犯罪被害の防止や、青少年に対する共通の理解と認識を深めるため、関係機関・団体、地域住民と連携して県下一斉合同パトロール<sup>20</sup>を実施するほか、広報・啓発活動を推進します。
- ・青少年補導センターにおける青少年補導員活動や、少年警察ボランティア活動を支援するなどにより、街頭補導活動を推進します。
- ・非行防止に対する意識啓発や相談窓口等を記載したリーフレットを新中学生の保護者や新高校生全員に配布し、非行の未然防止に取り組みます。
- ・学校と警察の連携を図り、また、要請に基づく学校への警察職員の派遣を行います。
- ・犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生についての啓発運動に取り組みます。

### (2) 立ち直り支援（警察本部少年課）

- ・非行を犯した少年の立ち直りを支援するため、ボランティア活動等を通じた支援や居場所づくりを行います。

### (3) 薬物乱用防止（危険ドラッグ対策を含む）（薬務課、教育庁指導課、教育庁学校安全保健課、警察本部少年課）

- ・学校・家庭・地域等が一体となった薬物乱用防止教育及び啓発活動を行うとともに、教育相談に応じます。
- ・「千葉県薬物の濫用の防止に関する条例」<sup>21</sup>に基づき、危険ドラッグを含む薬物乱用防止対策の強化を図ります。

<sup>20</sup> 県下一斉合同パトロール：夏の青少年を健全に育てる運動期間（7月15日から8月31日）に、青少年補導員等が中心となって、県内各地において、街頭補導活動や青少年の非行防止に係る啓発活動。

<sup>21</sup> 千葉県薬物の濫用の防止に関する条例：平成27年4月1日に施行された、薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生・拡大を防止するため、薬物の濫用の防止に関する県と県民の責務、基本的施策及び具体的規制を規定した条例。同年6月1日からは、知事が「知事指定薬物」と指定した危険ドラッグの製造、販売、使用、所持等が禁止され、違反した場合は罰則が科される。



◎関連指標

	現状（基準年）	目標（H34）
[非行防止活動の推進] 県下一斉合同パトロールに参加した 市町村の数	25市町村 (H28)	増加を目指します

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
青少年補導センター事業	青少年の非行を未然に防ぐ直接的な役割を担う、各地域の青少年補導センター及び各補導員活動の充実と活性化のための支援を実施する。 また、青少年補導（委）員大会を開催し、永年従事者の表彰、研修や情報交換等を実施し、青少年健全育成に係る意識や連帯感を高める。 (県民生活・文化課)
少年サポート活動	少年の非行防止と保護のため、県下6か所の少年センターにおいて、警察職員が、非行防止・薬物乱用防止のための広報啓発、不良行為少年等の発見、補導活動を行う。 (警察本部少年課)
薬物乱用防止対策事業	ボランティアとして委嘱している千葉県薬物乱用防止指導員や健康福祉センター職員を薬物乱用防止教室の講師として派遣し、薬物乱用防止を啓発する。また、ポスターやリーフレット等による広報・啓発を実施する。 (薬務課)

## Ⅱの柱 困難を有する子ども・若者の支援・被害防止・保護

### 基本目標 4 非行・被害防止・保護

#### 基本方策⑨ 虐待・犯罪等の被害防止

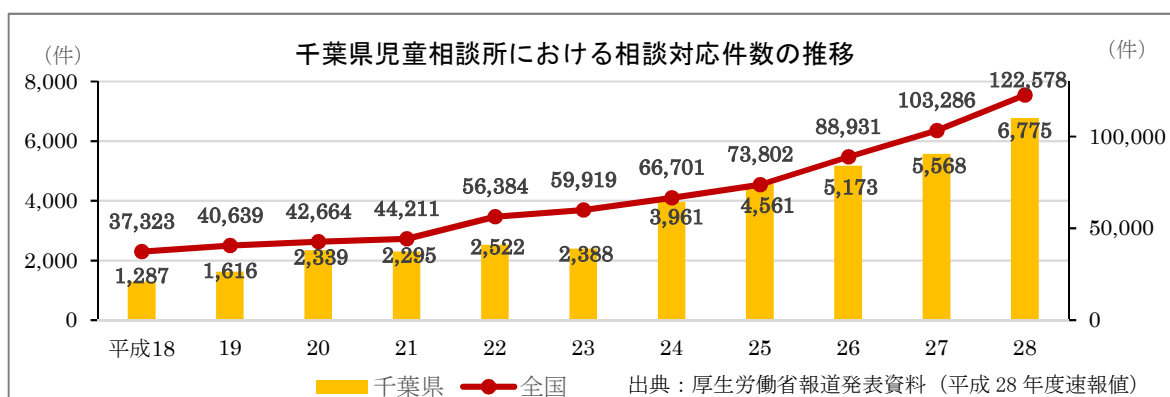
##### 【現状と課題】

本県の児童相談所が平成 28 年度に対応した相談件数は、6,775 件で、5 年前に比べて約 3 倍となっており、年々増加傾向にあります。また、子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待防止は、社会全体で取り組むべき重大な課題です。平成 29 年 4 月に施行した「千葉県子どもを虐待から守る条例」に基づき、総合的かつ計画的に施策の推進を図っていくことが必要です。

また、インターネット上に氾濫する児童ポルノ事犯をはじめ、少年の福祉を害する犯罪<sup>22</sup>は後を絶ちません。本県の平成 28 年の福祉犯検挙件数は 332 件で、前年と比べ減少したものの、依然として高い発生状況です。特に、児童ポルノ事犯の検挙件数は 78 件で、前年より 19 件増加しています。

最近では、全国（特に都市部）において、「JK ビジネス」<sup>23</sup>と呼ばれる営業等により、児童が性的な被害に遭う問題も発生しており、危険性の周知を図っていく必要があります。

一方、本県の自殺者数は平成 10 年に急増し、その後高い水準で推移してきましたが、平成 28 年には 19 年ぶりに 1,100 人を下回りました。年齢層別の死因については、自殺による死亡は全体では 7 位となっていますが、15 歳から 34 歳までの年齢層では死亡原因の 1 位となっています。思春期は精神的な安定を損ないやすい時期であり、自殺を防ぐ体制の充実を図ることが必要です。



<sup>22</sup> 少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）：少年の心身に有害な影響を与える犯罪のことをいい、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、児童福祉法違反（児童に淫行させる行為等）等がある。

<sup>23</sup> JK ビジネス：女子高生（JK）など、児童の性を売り物とする営業。健全な営業を装いながら、性的なサービスを提供させるものが存在。

## 【主な施策の方向性】

### (1) 児童虐待防止対策（児童家庭課）

- ・児童虐待の予防及び早期発見・早期対応、児童の適切な保護及び自立支援のため、切れ目のない総合的な支援の実現に向けて体制整備を図ります。
- ・児童虐待に迅速に対応するためには、地域におけるネットワークが重要であることから、県内市町村の「要保護児童対策地域協議会」<sup>24</sup>の機能向上や設置を促進します。
- ・児童家庭支援センター<sup>25</sup>の設置を促進するとともに、児童相談所、市町村その他の関係機関と連携した支援体制を確保することで、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ります。

### (2) 少年の福祉を害する犯罪への対策（警察本部少年課）

- ・児童買春や児童ポルノを始めとした、少年の福祉を害する犯罪であるいわゆる福祉犯罪の取締りを進めます。

### (3) 犯罪被害に遭った子どもへの対応（警察本部少年課）

- ・臨床心理士の資格を有する職員によるカウンセリングを実施するなど、被害少年への立ち直り支援を行います。

### (4) 相談体制の充実（児童家庭課、教育庁指導課、子どもと親のサポートセンター）

- ・教職員の丁寧な児童生徒の観察、相談しやすい環境や体制づくり等のため、教職員の研修の充実を図ります。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を配置し、校内教育相談体制の充実を図ります。
- ・「24時間子供SOSダイヤル」をはじめ、電話やFAX、メール等により、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応します。

---

<sup>24</sup> 要保護児童対策地域協議会：虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童、要支援児童等を早期に発見し、適切な支援を行うために、市町村、児童相談所、医療機関、警察、学校・教育委員会などの関係機関により構成され、設置するもの。3層構造を基本とし、定期開催の代表者会議や実務者会議のほか、個別支援会議があり、構成機関が必要に応じて個別ケースの情報共有や支援内容の協議を行うために開催する。

<sup>25</sup> 児童家庭支援センター：地域の子ども・家庭に関する相談支援を行う児童福祉法に基づく施設。地域生活が困難な状況に置かれているケースなど、専門的な知識や技術を必要とする相談に応じ、地域ネットワークと連携しながら環境調整を図り、家庭の安定を支援する。

- ・「子ども・家庭 110 番」を中央児童相談所に設置し、専門の電話相談員が 24 時間・365 日いつでも、いじめや児童虐待、子育ての不安など、子どもにかかわる様々な相談に応じます。

**(5) 自殺防止対策**（健康づくり支援課、教育庁指導課、子どもと親のサポートセンター、教育庁学校安全保健課）

- ・心の健康づくりや相談体制の充実、学校教育における命の大切さについての教育など総合的な自殺対策を進めます。
- ・教職員の丁寧な児童生徒の観察、相談しやすい環境や体制づくり等のため、教職員の研修の充実を図ります。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を配置し、校内教育相談体制の充実を図ります。

◎関連指標

	現状（基準年）	目標（H34）
[地域における児童虐待への対応] 要保護児童対策地域協議会の設置数	53市町村 (H29)	全市町村

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業	各市町村の設置する児童虐待防止ネットワークの要保護児童対策地域協議会への移行、及び同ネットワークや協議会の機能強化を図るため、専門的な人材の確保が困難な市町村にアドバイザーを派遣する。  (児童家庭課)
子ども虐待防止地域力強化事業	児童虐待防止に向けた啓発活動「オレンジリボンキャンペーン」を展開し、県民に児童虐待について正しい知識と理解を深める機会を提供するとともに、通告先や相談機関の周知を図る。  (児童家庭課)
24時間子供SOSダイヤル電話相談	学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、個々の状況に応じて、児童生徒・保護者・教職員等に対し、いつでも電話相談活動を通して支援・援助を行う。  (子どもと親のサポートセンター)
自殺対策推進事業	子どもや若者の自殺防止対策を推進するため、市町村等が実施する若年層向けの自殺対策事業に補助をする。  (健康づくり支援課)

## Ⅲの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

### 基本目標 5 地域社会の連携の強化

#### 基本方策⑩ 多様な主体による取組の推進と連携

##### 【現状と課題】

青少年育成活動のためには、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員がそれぞれの役割を果たすことが必要です。

現在、青少年育成活動は、青少年相談員<sup>26</sup> や青少年補導員などの「制度ボランティア」、ボーイスカウトやガールスカウト、子ども会など、全国的に組織があり各地域で活動している団体、自治会やPTAなど地域や学校で活動している団体、さらには市民活動団体などが担っています。

少子化、核家族化などにより地域における人と人のつながりが薄れてきている今、家庭や地域の機能を補完するために、青少年育成団体等の体験活動をはじめとする多様な活動を支援するとともに、団体間の連携を強化し、情報の共有化と協力体制の整備を進めることが必要です。

さらに、青少年育成団体の担い手である地域のリーダーたちが高齢化する一方、若年層の減少や団体の認知度の低さなどにより後継者の不足が課題となっており、青少年育成活動の担い手となる人材の育成が課題となっています。

また、これまで公益財団法人千葉県青少年協会が推進してきた「青少年育成千葉県民会議」を継承し、事業の継続を図っていく必要があります。

<sup>26</sup> 青少年相談員：地域社会における青少年健全育成活動の積極的な推進を図るため、昭和38年から市町村長の推薦に基づいて知事が委嘱しているボランティアで、全市町村に配置（定数4,259名：平成29年4月1日現在）している。

## 【主な施策の方向性】

### (1) 青少年相談員活動の充実（県民生活・文化課）

- ・市町村や関係団体と連携して、地域における青少年健全育成活動の一層の推進を図ります。
- ・青少年相談員の資質及び活動意欲の向上を図るため、地域ごとや県全体で実施する研修の充実を図ります。

### (2) 青少年育成関係団体等との連携（県民生活・文化課、教育庁生涯学習課）

- ・新たに「(仮称) 青少年育成千葉県民会議」を設置し、県内の青少年育成関係団体の連携を強化します。
- ・また、県民会議推進大会を開催し、各団体の活動状況についての情報共有を図るとともに、各団体の活動の活性化に努めます。
- ・市町村民会議と連携を図り、地域における体験活動をはじめとした青少年健全育成活動を推進します。

### (3) 青少年育成活動の担い手の育成・確保（県民生活・文化課）

- ・青少年健全育成に従事する担い手の確保や資質向上に努めます。
- ・市町村や青少年育成団体等が実施する担い手支援研修等の開催を支援します。

### (4) 市民活動団体等との連携・協働（県民生活・文化課）

- ・子どもを取り巻く課題解決や教育の充実を図るため、学校が市民活動団体への理解を深め、市民活動団体と連携を始めるきっかけとなる研修会を実施します。
- ・連携による地域づくりの促進を図るため、地域の様々な課題解決に向け、市民活動団体と学校、地縁団体<sup>27</sup>、企業、行政機関等とが連携して取り組んでいる事例の中から、優れた事例を表彰し、広く県民に周知します。

---

<sup>27</sup> 地縁団体：自治会、町内会など、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体。

◎関連指標

	現状（基準年）	目標（H34）
<p>[青少年育成活動の推進]</p> <p>青少年相談員が地域において実施する 取組への青少年の参加者数</p>	<p>164,233人 (H28)</p>	<p>増加を視野に入れ 160,000人以上 継続</p>

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
青少年相談員設置事業	<p>次代を担う青少年を地域で守り育てるという理念のもと、地域の青少年健全育成のリーダー的存在として、各種スポーツや屋外活動並びに文化活動等の諸活動を通して、青少年との交流を図る。</p> <p>(県民生活・文化課)</p>
「市町村民会議」活動推進事業	<p>関係者による会議の開催や研修会を通じて、市町村民会議や青少年育成団体によるネットワーク活動の活性化を働きかける。</p> <p>(県民生活・文化課)</p>
青少年指導者育成事業	<p>青少年育成の担い手のスキルの向上を目的として、市町村や青少年関係団体が開催する研修会に、市町村等からの要請に応じて講師のコーディネートや派遣を行う。</p> <p>(県民生活・文化課)</p>
ちばコラボ大賞の実施	<p>市民活動団体と学校、地縁団体、企業、行政機関等とが連携して、地域の様々な課題解決に向けて取り組んでいる事例の中から、優れた事例を表彰し、広く県民に周知することにより、連携による地域づくりの促進を図る。</p> <p>(県民生活・文化課)</p>



## Ⅲの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

### 基本目標5 地域社会の連携の強化

#### 基本方策⑪ 家庭・学校・地域の連携

##### 【現状と課題】

家庭教育は全ての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣や豊かな情操、基本的倫理観、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を担うものです。全ての親が家庭教育を安心して行えるよう、家庭教育の自主性を尊重しつつ、地域社会が一体となって支援していく必要があります。

また、子どもたちの学びを支援するためには、学校、家庭、地域、企業、高等教育機関などが連携して教育に取り組む体制づくりを進めるとともに、地域住民の絆を深め、つながりや支え合いにより地域コミュニティを形成し、地域全体で子どもたちの成長を支えていく必要があります。

特に、学校や社会教育施設等を地域コミュニティの中核と位置付け、多様な人々のネットワークや協働体制を確立することが必要です。

このため、地域住民等の参画により、学習や体験活動など、子どもたちの多様な教育活動を支援する取組を推進するとともに、学校と地域を結ぶ人材を引き続き育成していくことにより、地域の教育力向上につなげることが大切です。

また、共働き世帯の増加や雇用環境の多様化に伴い、学齢期における子育て支援のニーズも増加しています。保護者が昼間いない家庭などの子どもが安心して過ごせる遊びや生活の場の整備が必要です。

## 【主な施策の方向性】

### (1) 家庭教育への支援（学事課、男女共同参画課、教育庁生涯学習課）

- ・全ての親が家庭教育を安心して行えるよう、家庭教育の自主性を尊重しつつ、親の学びの機会や発達段階に応じた子育てなどについての情報提供を行います。
- ・家庭教育が困難な状況にある家庭に対して相談対応の充実を図るなど、地域社会が一体となった支援を推進します。
- ・学校・家庭・地域がそれぞれ相互に協力・協働して、家庭教育の推進を図ります。

### (2) 地域とともに歩む学校づくり（教育庁生涯学習課、教育庁県立学校改革推進課）

- ・保護者や地域住民が、ボランティアとして学校運営に参画することで、より良い教育の実現とともに、地域に開かれ、地域とともに歩む学校づくりを目指します。
- ・学校運営に支障のない範囲で学校施設を開放し、地域住民の学習の促進や体力の向上、健康の増進を図るとともに、子ども・若者と地域住民との交流を図ります。
- ・地域との協同により、地域と共に生きる自立した社会人の育成を目指します。

### (3) 子どもの「居場所」づくりの推進（学事課、子育て支援課、教育庁生涯学習課）

- ・全ての子どもを対象に、安心・安全な活動拠点（居場所）づくりのため、放課後や土曜日等に余裕教室等を活用し、地域の人々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、交流活動等を行うなど、放課後子供教室の取組を推進します。
- ・就労等で保護者が昼間家庭にいない児童の健全育成の場である「放課後児童クラブ」の整備を推進します。
- ・「放課後子ども総合プラン」に基づき、「放課後子供教室」と「放課後児童クラブ」とを一体的に又は連携して実施することにより、児童の放課後対策の充実に努めます。

◎関連指標

	現状（基準年）	目標（H34）
<p>[学校と地域との連携]</p> <p>教育課題について語り合う集会※を地域住民と連携して企画・運営している学校の割合</p>	<p>66.7%</p> <p>(H28)</p>	<p>76.0%</p>

※教育課題について語り合う集会は、「学校を核とした県内1000か所ミニ集会」という名称で実施。

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
家庭教育支援事業	<p>家庭教育の充実を図るための推進委員会の開催、企業での家庭教育講座の開催、家庭教育相談の担当者を対象とした研修会等を実施する。</p> <p>また、リーフレットやウェブサイトを活用し、親への情報発信等を行う。</p> <p>さらに、子育て中の保護者が孤立することを防ぐため、市町村が設置する「家庭教育支援チーム」の運営費に対して助成する。</p> <p style="text-align: right;">（教育庁生涯学習課）</p>
学校を核とした県内1000か所ミニ集会	<p>地域住民の声を学校運営に生かす開かれた学校づくりや地域コミュニティの構築を目的として、原則として県内全ての公立小・中・高・特別支援学校を会場に、学校職員と保護者や地域住民が学校・家庭・地域の様々な教育課題について、膝を交えて本音で語り合う集会を実施する。</p> <p>事業の推進を図るため、ミニ集会の実施の手引きやリーフレットを作成するとともに、ホームページにおいて各学校の取組の紹介などを行う。</p> <p style="text-align: right;">（教育庁生涯学習課）</p>
放課後子供教室推進事業の子供の居場所づくり	<p>全ての子供を対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、安全に配慮しながら地域住民の参画を得て、交流活動等に取り組むなど、心豊かで健やかな子供の育成を目指す。</p> <p style="text-align: right;">（教育庁生涯学習課）</p>
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	<p>共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る。</p> <p style="text-align: right;">（子育て支援課）</p>

### Ⅲの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

#### 基本目標6 社会環境の整備

#### 基本方策⑫ 子ども・若者を守る環境の整備

##### 【現状と課題】

子ども・若者が良好な環境の中で成長していけるよう、社会環境を整備していくことが大切です。特に、18歳未満の青少年は、人格形成の途上であり、健全な育成を阻害するおそれのあるもの<sup>28</sup>から保護することが必要です。また、深夜はいかい等の犯罪被害や非行を誘発するおそれのある行為についても、未然に防止していくことが必要です。

県内の刑法犯認知件数<sup>29</sup>は減少しつつありますが、空き巣やひったくり、自動車の盗難など県民の身近で発生する犯罪は依然として高い水準にあります。また、児童の連れ去り事件など子どもが犯罪被害者となる凶悪事件が発生しており、子どもたちの安全が脅かされています。

子どもたちを事件や事故の被害から守るためには、警察や自治体等の取組はもとより、学校・家庭・地域の大人たちが一体となった取組を進めていく必要があります。また、誰もが安全で安心して暮らせる犯罪の起こりにくいまちづくりを推進するためには、県民一人ひとりの防犯意識の高揚と主体的な取組が求められています。

一方、自転車は子ども・若者にとって身近な乗り物ですが、交通ルールやマナーを守らない危険な走行が社会問題となっており、県内において自転車を利用していた若者が加害者となる死亡事故や高額な損害賠償事例もあります。こうした状況を踏まえ、本県では平成29年4月に「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を施行したところであり、自転車の安全利用対策の一層の推進を図っていくことが求められています。

<sup>28</sup> 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの：性的感情を著しく刺激するものや粗暴性、残虐性又は犯罪を誘発するもの。

<sup>29</sup> 刑法犯認知件数：警察において、認知した事件の数。

## 【主な施策の方向性】

### (1) 子ども・若者にとって有害な環境の浄化（県民生活・文化課）

- ・千葉県青少年健全育成条例に基づき、書店等店舗への立入調査の実施や、有害図書等の指定などにより、子ども・若者にとって良好な環境の整備に努めます。
- ・青少年補導員が行う有害環境浄化活動や街頭補導活動等に対して支援を行い、地域の社会環境整備を図ります。

### (2) 地域の防犯力向上（くらし安全推進課、教育庁学校安全保健課、教育庁生活安全総務課）

- ・県、警察、市町村、自主防犯団体等が連携し、自主防犯意識の醸成や地域の防犯活動の活性化を図ります。
- ・子どもたちが安全で安心な学校生活を送るために、地域と学校とが連携し、安全教育を推進します。

### (3) 犯罪の起こりにくい環境づくり（くらし安全推進課、教育庁学校安全保健課、警察本部生活安全総務課）

- ・「千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例」に基づき、安全で安心なまちをつくるための体制の整備を推進します。
- ・県民・地域団体・事業者等が連携した千葉県安全安心まちづくり推進協議会の開催、犯罪発生情報や防犯情報の発信などを通じて、安全で安心なまちづくりを推進します。
- ・道路などの生活空間での犯罪を防止するため、防犯カメラの設置を推進します。

### (4) 自転車の安全利用の推進〔新規〕（くらし安全推進課、教育庁学校安全保健課、警察本部交通総務課）

- ・千葉県自転車条例の施行に伴い、「ちばサイクルール」等の自転車の安全利用に向けた広報・啓発及び小・中・高校生等の年齢に応じた交通安全教育を推進し、自転車のルールとマナーの徹底を図ります。
- ・自転車利用者が交通事故を起こした場合に、被害者である相手を救済し、加害者の負担を軽減するため、自転車保険への加入促進に向けた情報提供を行います。
- ・高校生を中心とした自転車マナーアップ隊による高校生に対する街頭指導や、マナー向上を目的とした「スマート・サイクルちば」を推進します。

◎関連指標

	現状（基準年）	目標（H34）
[有害環境の浄化] 青少年健全育成条例に基づく店舗等への 立入調査※の実施件数	481件 (H28)	480件以上 継続

※青少年健全育成条例に基づく店舗等へ立入調査は、条例による遵守事項の確認や指導を行うため、県及び権限移譲している市町の職員が、書店、カラオケボックス、インターネットカフェ、マンガ喫茶、個室ビデオ店、携帯電話販売店等を定期的に巡回するもの。

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
青少年の社会環境づくり事業	青少年健全育成条例に基づき、立入調査の実施や有害図書や有害玩具の指定などにより、青少年に有害な環境の浄化に努める。  (県民生活・文化課)
防犯ボランティア活動促進事業	地域の防犯力向上に大きな役割を担っている自主防犯団体の活動を継続、発展させていくため、防犯ボランティア団体の活動を支援する。  (くらし安全推進課)
ちばっ子安全・安心推進事業	地域防犯研修会の開催し、県警や防犯団体と連携し、地域安全マップをはじめとする最新の防犯知識と技術を伝達する。(学校安全保健課)  県警ホームページに掲載の「不審者情報マップ」を通じて不審者状況を提供する。  (警察本部生活安全総務課)

## Ⅲの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

### 基本目標 6 社会環境の整備

#### 基本方策⑬ 情報化社会への対応

##### 【現状と課題】

パソコンやスマートフォンなどの情報通信機器の発達と普及は目覚ましく、「平成 28 年度青少年のインターネット利用環境実態調査」(内閣府)によると、スマートフォンの所有率は、小学生 27.0%、中学生 51.7%、高校生 94.8%と増加しており、情報収集や情報交換の手段としてだけでなく、子どもたちの重要なコミュニケーション・ツールとなっています。

その一方で、アダルトサイト、出会い系サイト、犯罪や自殺を誘引するサイトなどの青少年有害情報が氾濫しており、スマートフォン等の情報端末を介して、子どもたちが被害者や加害者になる事件や、様々なトラブルに巻き込まれるケースが増加しています。最近では、「リベンジポルノ」<sup>30</sup>や「自画撮り被害」<sup>31</sup>などの増加が問題となっています。

さらに、いわゆる「ネット依存」の問題や、インターネット上での「ネットいじめ」の問題も深刻化しています。「平成 29 年度全国学力・学習状況調査」(文部科学省)によるとインターネットの 1 日当たりの利用時間が 2 時間以上の児童生徒の割合は、小学校 6 年生で 12.8%、中学校 3 年生で 34.1%となっています。

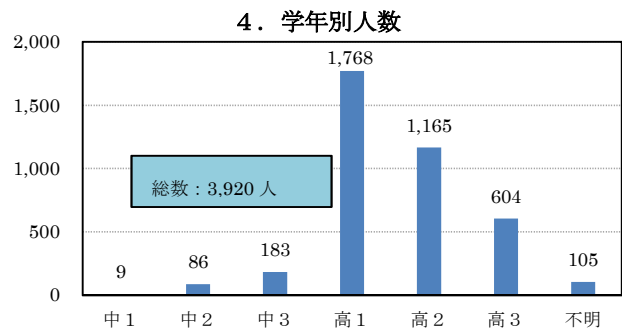
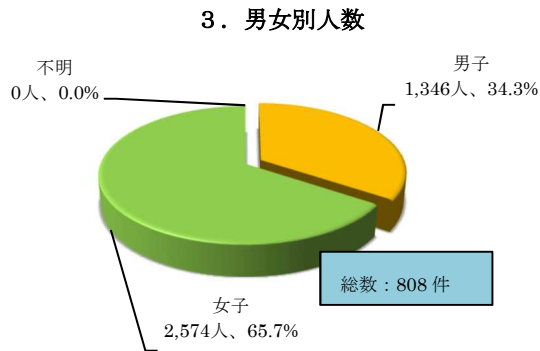
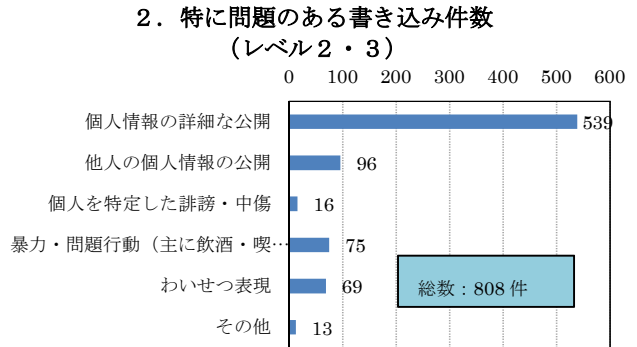
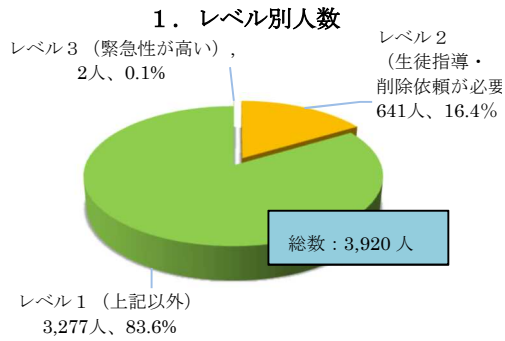
県では、平成 23 年度から青少年ネット被害防止対策事業(ネットパトロール)を実施していますが、平成 28 年度における問題のある書き込み総数は 3,920 人で、依然高い水準にあります。

このため、子どもたちが情報モラルを身に付け、情報を適切に取捨選択して活用する能力を育成するとともに、関係機関と情報共有を図り、フィルタリングの普及など子どもたちや保護者への普及啓発を進めることが必要です。

<sup>30</sup> リベンジポルノ：恨みなどから元交際相手などの性的な画像を、ネット上に流出させること。

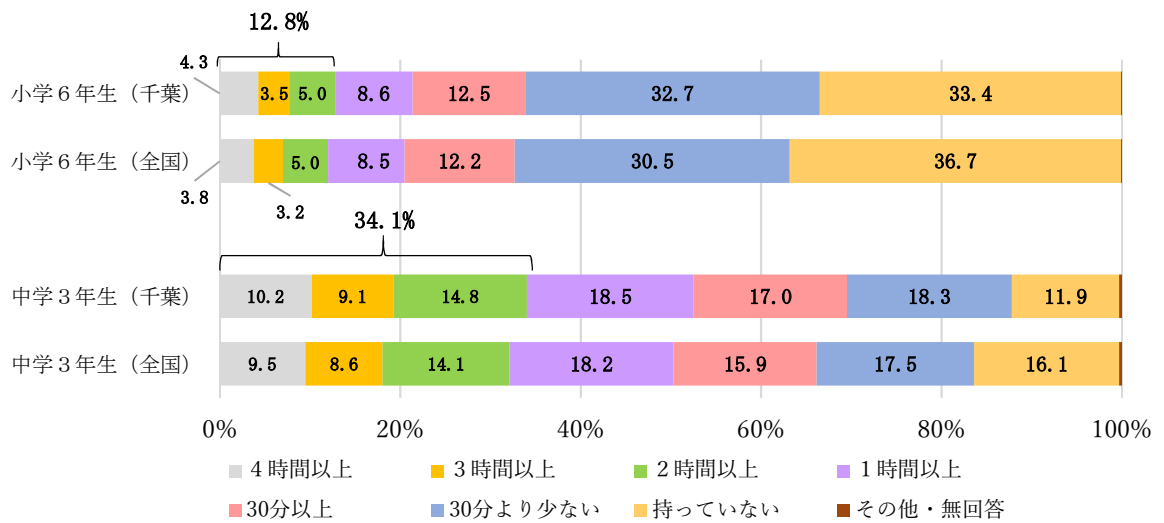
<sup>31</sup> 自画撮り被害：中学生・高校生を中心に、だまされたり、脅かされたりして、児童が自分の裸体等を撮影させられ、メール等で送られる被害。

## 平成 28 年度ネットパトロール実施結果



出典：千葉県環境生活部県民生活・文化課「平成 28 年度青少年ネット被害防止事業（ネットパトロール）の実施結果について

## 青少年のインターネット 1 日当たり利用時間（千葉県・全国）



出典：平成 29 年度全国学力・学習状況調査〔文部科学省〕



## 【主な施策の方向性】

### (1) スマートフォン・インターネット被害防止対策の推進（県民生活・文化課、くらし安全推進課、警察本部サイバー犯罪対策課、警察本部少年課）

- ・インターネットによるいじめ、非行、犯罪等から子どもたちを守るため、ネットパトロール<sup>32</sup>を行います。
- ・子ども・若者に身近な市町村や学校等に対して、ネットパトロールの実施を働きかけ、地域全体で見守る体制づくりを推進します。
- ・子どもや若者が、インターネット利用に潜む危険性に対する認識を高め、インターネット関連の契約トラブル等に巻き込まれないよう消費者教育を推進します。

### (2) インターネット適正利用に向けた広報啓発（県民生活・文化課、警察本部サイバー犯罪対策課、警察本部少年課）

- ・ネットパトロールで把握した青少年のネット利用の現状等を踏まえて、児童生徒、保護者、学校関係者を対象に、インターネットの適正利用に関する講演を行います。
- ・インターネットの適正利用に関するリーフレットを作成し、普及・啓発を図ります。

### (3) 情報教育の推進（教育庁指導課）

- ・子ども・若者がインターネット等の情報を取捨選択して活用できる能力（情報リテラシー）や、情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度（情報モラル）を身につけるための取組を進めます。
- ・情報機器の使用による健康とのかかわりを理解し、情報機器の使用時間や頻度を自己管理するための取組を進め、いわゆるネット依存等の未然防止を図ります。

---

<sup>32</sup> ネットパトロール：県内の全ての中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等を対象とし、インターネット上の SNS 等における青少年の問題のある書き込みを監視し、削除等の指導を行う。

◎関連指標

	現状（基準年）	目標（H34）
[地域におけるネット被害防止対策] 青少年のネット被害防止対策（ネットパトロール）を実施している市町村数	4市町村 (H28)	12市町村 以上

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
青少年ネット被害防止対策事業	インターネットによるいじめ、非行、犯罪等から青少年を守るため、県内全ての中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等を対象に、問題のある書き込みの監視（ネットパトロール）を実施する。 また、フィルタリングの利用などインターネットの適正利用に係る普及啓発を行うため、学校や関係機関の要請に応じ、児童生徒、保護者、学校関係者等を対象とした講演を実施する。（県民生活・文化課）
サイバー犯罪対策の推進	県内の学校等教育機関を対象としたネット安全教室を開催し、インターネットを利用する上での規範意識の向上や、情報セキュリティ対策に関する知識の向上を図る。（警察本部サイバー犯罪対策課）
情報教育の充実	学校から安全にインターネットに接続できる環境を整備し、提供しているサービスの充実を図る。また、コンピュータを利用した授業のあり方について研究を進め、情報教育を推進する。（教育庁指導課）

Ⅲの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

基本目標 6 社会環境の整備

### 基本方策⑭ 子どもを育てる環境の整備

#### 【現状と課題】

誰もが仕事と生活の調和を図り、安心して子どもを産み育てていくためには、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現が必要です。そのためには、男性も女性も、誰もがライフスタイルに応じて、柔軟な働き方が選択できることが大切です。

県では、企業経営者の理解と取組を促進させるための普及啓発活動として、県内中小企業者等を対象にワーク・ライフ・バランスに関するセミナー等を行ってきましましたが、一方で、仕事と生活の両立支援について消極的な事業所も約5分の1近くあり、従業員規模の小さい事業所ほど消極的な傾向にあります。このため、特に中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの正しい知識とその効果について、引き続き普及啓発を図ることが必要です。

また、特に、働く女性の約5割が第1子の出産を機に仕事を辞めている現状があるなど、女性が働き続けることは難しい状況が続いています。就業を望む女性が、子育て・介護等により就業を中断することなく継続できるよう支援するとともに、職業を中断した場合でも、希望に沿った再就職などができるように再チャレンジへの道を開くことが必要です。

さらに、安心して子育てができる環境を整備するためには、企業などの民間の力を積極的に活用し、地域全体での子育てを支援する体制整備を進めていくことが重要です。

## 【主な施策の方向性】

### (1) ワーク・ライフ・バランスの推進（雇用労働課）

- ・ 県民がライフスタイルに合わせてそれぞれの意欲と能力を生かして働くことができる労働環境の整備を目指し、県民、企業等の理解を広め、意識啓発を図ります。
- ・ 長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の推進のため、企業に対してアドバイザーを派遣するとともに、セミナーを開催し、その取組みを支援します。

### (2) 女性の活躍推進（男女共同参画課、雇用労働課）

- ・ 女性の採用・登用や職域拡大のための取組を積極的に行っている県内の事業所を広く紹介します。

### (3) 企業参画型子育て支援の推進（子育て支援課）

- ・ 子育て支援の担い手として、小売業やサービス業などの企業や商店にも積極的に参加していただく「企業参画型子育て支援事業」の推進により、子育てしやすい環境づくりを進めるとともに、県民全体で子育てを支援する気運の醸成に努めます。

◎関連指標

	現状（基準年）	目標（H34）
[子育てをしやすい環境づくり] 「子育て応援！チーパス事業」協賛店舗数	6,748店 (H28)	7,200店 以上

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
「働き方改革」推進事業	働き方改革について普及啓発を図るため、一般県民や企業等を対象としたセミナーを開催する。企業に対して、アドバイザーを派遣し、業務改善等のアドバイスを行う。 (雇用労働課)
千葉県男女共同参画推進事業所表彰	労働の場における男女共同参画の取組を促進するため、女性の採用・登用・職域拡大や、職業生活と家庭生活の両立支援等に積極的に取り組んでいる事業所を募集し、表彰する。 (男女共同参画課)
子育て応援！チーパス事業	事業者の協賛により、子育て家庭が各種割引等のサービスを受けられる優待カード「チーパス」の利用促進を図る。 (子育て支援課)



## ●○施策マップ（親や担い手育成に関する施策を探すページ）○○●

本プランは、子ども・若者への施策が中心となっていますが、親（保護者等）を対象とした施策や子ども・若者の成長を支える担い手育成に関する施策も記載しています。主な施策について、下記を参考に該当ページをご覧ください。

### 【親（保護者等）を対象とした施策】

食育の推進（食に関する情報の提供）  
⇒ P 19

子どもの貧困対策  
（保護者への就労支援）  
（ひとり親家庭への経済的支援）  
⇒ P 41

家庭教育への支援  
⇒ P 54

インターネット適正利用啓発  
⇒ P 61

ワーク・ライフ・バランスの推進  
女性の活躍推進  
⇒ P 64

#### 各種相談

- ◇教育相談⇒ P 19、36、47
- ◇子ども・若者総合相談⇒ P 29
- ◇ひきこもりに関する相談⇒ P 30、36
- ◇福祉総合相談⇒ P 29
- ◇生活の困窮等に関する相談⇒ P 30、41
- ◇障害のある子どもやその保護者への相談⇒ P 37
- ◇児童虐待等に関する相談⇒ P 47、48
- ◇24時間子供SOSダイヤル⇒ P 47
- ◇子ども・家庭110番⇒ P 48

### 【子ども・若者の成長を支える担い手の育成に関する施策】

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活動の充実  
⇒ P 19、36、47

各児童相談所に配置された、児童福祉司や児童心理司等職員の更なる専門性の向上  
⇒ P 19

子ども・若者の相談等に適切に支援できる人材を育成するための研修会の実施  
⇒ P 29

青少年補導員活動や少年警察ボランティア活動への支援  
⇒ P 44

教職員の研修の充実（不登校やいじめ等への指導力の向上、丁寧な児童生徒の観察・相談）  
⇒ P 36、47

青少年相談員の研修の充実  
⇒ P 51

学校が市民活動団体への理解を深め、連携のきっかけとなる研修会の実施  
⇒ P 51

市町村や青少年育成団体等が実施する担い手育成支援研修への支援  
⇒ P 51

# 第4章

## 推進体制及び進行管理

## 1 推進体制

### (1) 県における推進体制

知事部局の関係部課や教育委員会・警察本部の関係課から構成される「千葉県青少年総合対策本部」(本部長：千葉県知事)において、関連施策を推進します。

### (2) 千葉県青少年問題協議会

学識経験者、県議会議員、関係機関・団体の代表者等から構成された、県の附属機関である「千葉県青少年問題協議会」において、それぞれの専門的な見地から幅広く意見や助言をいただき、計画推進へ反映します。

### (3) (仮称) 青少年育成千葉県民会議、千葉県子ども・若者支援協議会

新たに「(仮称) 青少年育成千葉県民会議」を設置し、関係団体の連携を強化し、青少年健全育成活動を推進します。

また、「千葉県子ども・若者支援協議会」を運営し、ニート・ひきこもり・不登校をはじめとする社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者への支援等に関する情報交換や関係機関の連携した取組を推進します。

### (4) 市町村、民間機関等との連携・協力

子ども・若者の育成支援は、地域に支えられた活動であることが重要であることから、市町村、市町村民会議、青少年相談員や青少年補導員、青少年育成団体、ボランティア・市民活動団体、企業等との連携・協力を図ります。

また、国や他都道府県とも連携を図っていきます。

## 2 進行管理・評価

毎年度、本プランの進捗及び実施状況を把握し、評価を行います。

なお、本プランの進捗状況等については、「千葉県青少年問題協議会」からの意見を聴き、適正な進行管理に努めるとともに、県民に進捗状況及び評価結果を公表します。

また、この結果を翌年度以降の施策に反映するとともに、社会情勢や状況の変化等を踏まえ、必要に応じて本プランの見直しを検討します。



